

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	一三世紀『マヨルカ分配記録』の生成：財産目録の複合性と象徴性
Author(s)	久納, 早智
Citation	史学研究, 304 : 58 - 90
Issue Date	2019-10-21
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055663
Right	
Relation	



一三世紀『マリョルカ分配記録』の生成

——財産目録の複合性と象徴性——

久 納 早 智

一 問題の所在

一三世紀前半のイベリア半島では、キリスト教諸国家によるアンダルスの征服・入植活動が大規模に展開するなかで、征服地の分配内容を網羅的かつ系統的にまとめた、一般に「分配記録」(Libre del Repartiment)と呼ばれる台帳系史料が、南部諸地域を中心に作成・編纂されている。なかでも、本稿で対象とする『マリョルカ分配記録』(Libre del Repartiment de Mallorca)は、アラゴン連合王国国王ジャウマ一世による一二二九年の征服をきっかけとして、マリョルカがキリスト教徒の支配下へと編入されると同時に作成・編纂されたものであり、少なくとも現存するかぎりでは最も早期の「分配記録」とみなされている。

通常、征服直後に編まれる「分配記録」には、イスラーム

期の農村集落に相当するアルケリア(aqueria)と、私有地と想定されるラハル(rahal)が膨大に登録されていることから、かねて征服前夜の空間編成を再構成するための恰好の材料として遡及的に利用され、征服による既存の社会構造の変化をめぐる議論において、きわめて重要な役割を果たしてきた。マリョルカの場合、そこに登場する領域呼称や地名の語源、現在地との同定をめぐっては、とくにルサリヨ伯ヌノ・サンスに分与された財産の網羅的記録である『ラメンブランサ』(Remenbrança)や、土地の譲渡にかかわる征服直後の証書史料をも動員して、アンヘル・ポベダ・サンチェスやミケル・バルセロを筆頭とする従来の研究者によつて、ある程度検討されてきている。ここでは総じて、次の点が強調されている。すなわち、とりわけアルケリアの地名には、バヌー(Banū)やベニ(Beni)に始まるベルベル人氏族呼称が数多

く含まれており、それらはおもに都市マディーナ・マユルカ (Madina Mayurqa) 征服後はシウタット・ダ・マリヨルカ (現パルマ) から隔絶した領域に分布することから、農村部におけるベルベル人氏族の濃厚な影響力を示すものとみなされている⁽⁵⁾。

他方、征服後にカタルーニヤ人主導で行なわれた土地の分配と入植の過程をめぐる研究では、『マリヨルカ分配記録』の役割に限界があることはほぼ共通理解となっている。というのも、当該史料に記録された分配内容は、あくまでも征服直後の一定の時間的枠組みにおける計画的・組織的な軍事活動の結果を反映したものに過ぎず、実際の空間組織はその後、贈与や売却、さらには紛争を介して急速に変化していったからである⁽⁶⁾。しかも後述するように、当該史料は国王と四人の聖俗貴族 (ルサリヨ伯ヌノ・サンス、バルセローナ司教、アンプリアス伯、ベアルン副伯) のおおよその分割分と、全島の半分を留保した国王麾下のグループに帰属する貴族や騎士に対する分配内容からなっており、もっぱら封建的支配層の上層にかかわるものであって、実際に島の入植活動に貢献した中間層をなす集団の土地所有の実態までは詳らかにできない。こうした「分配記録」の史料としての限界は、マリヨルカのみならず、半島諸地域のもでも同様に認められるところである。

このように「分配記録」は、アンダルス史研究の立場からは、その膨大な情報量から必要不可欠な史料として用いら

ながらも、征服後のキリスト教社会を扱う際には一定の限界が指摘される史料類型である。だが、それを用いて当時の社会を再構成するためにまずもって問われるべきは、そもそも「分配記録」がいかなる形で生成し、どのように機能したかという問題である。実際、征服・分配そのものは先行する段階から行われてきたにもかかわらず、「分配記録」が生成するのはあくまでも一三世紀になつてからであるのだから、なおさらである。この点で、『マリヨルカ分配記録』は、編纂時期や情報量、さらには使用言語さえも異なる複数のヴァージョンをつうじて伝来することから、そうした問いはもちろん、各ヴァージョンの連関が問われてしかるべきであるが、従来、それを包括的かつ具体的に検討した作業は、およそ皆無であった。

そこで本稿では、『マリヨルカ分配記録』のなかでも、最も早期に編纂されたラテン語Ⅱアラビア語版と、網羅された内容は一部重複するものの、情報量が大きく異なり、編纂時期も一三世紀後半とやや遅いカタルーニヤ語版とを、それぞれの体裁、構成、配列、内容にそくして、テキスト生成論的に分析したい。「分配記録」は、その呼称が示すとおり、国王によつて分配された土地財産と、その受益者を登録したりストであるから、形式上は実務的史料とみなしてよさそうである。だが、ことにマリヨルカの場合、一三世紀のあいだに重複する内容を含む二つのヴァージョンが、時期を違えて編纂されたのはなぜかが問題となつてくる。これらの問いに一

定の見直しを示しながら、「分配記録」という史料類型そのものの根本的な見直しを図る一助としたい。

二 ラテン語⇨アラビア語版

マリヨルカ王国文書館の「番号なし」(Sin numero)として登録されているラテン語⇨アラビア語版は、前述のように、『マリヨルカ分配記録』のなかでも最も早期に編纂されたものである。体裁は三一五×一〇ミリの紙製で、縦長の小冊子となっており、羊皮紙製の表紙には薄く、おそらく当時のゴシック書体で、「国王の書」(Liber Regis)の文言が付されている。それゆえ、ラテン語⇨アラビア語版は文言そのままに『国王の書』と称されることもある。また、その名のとおり、ラテン語とアラビア語の二つのテキストで構成されており、全三八葉のうち、一〜二〇葉表がラテン語テキスト、二〇葉裏〜二九葉表の白紙をはさんで、二九葉裏〜三七葉表がアラビア語テキストとなっている。フォリオ番号の順序にしたがえば、ラテン語テキストが先であるが、内容の時間的順序はアラビア語テキストが先行するので、以下では、最初にアラビア語テキスト、ついでラテン語テキストの中身を具体的に検討しよう。

(一) アラビア語テキスト

アラビア語テキストの構成は、内容にそくして分類すると、

表一のようになる。神への祈りとともに見出しに相当する文で始まるセクションがあれば、それが無いものもあり、全体の形式はかならずしも統一されていない。だが、各セクションでは基本的に、国王ジャウマ一世と四人の聖俗貴族、すなわちルサリオ伯ヌノ・サンス、バルセロナ司教、アンブリアス伯、ベアルン副伯ギリエム・ダ・モンカーダ、以上五人を代表者とする分配内容が記されており、いずれの内容も、国王が全体の二分の一を留保し、残る四人の聖俗貴族がそれぞれ全体の八分の一を分与されている。

アラビア語テキストなので、文字列は右から左に書かれていて、(h)を除く各セクションの中身も右から左となっている。また、テキスト全体の構成の向きについては、それぞれ第二九葉裏および第三〇葉表でわずかに確認される次のラテン語文言からおおよそ見当がつく。すなわち、第二九葉裏冒頭の文言は、「この外典は前述の『国王の書』の末尾にあった」。他方、第三〇葉表末尾では、「以上、『国王の書』は、マリヨルカのテンブル騎士団の居館に送ったアラビア語で書かれたカブットブレウイス(この場合は財産目録。カタルーニャ語でカブブラウ [cabreu])とよばれるものである。これはその写しであり、国王とその家臣、そして貴族らとその家臣とのあいだで、マリヨルカの都市と島の分割をあつかったものである」とある。

第三〇葉表末尾では、それまでの内容を一度締めくくるように、「以上」(explicit)の文言が付されている。また、第

表 1 アラビア語テキスト構成

	フオリオ	構成	セクション冒頭	内容	備考
(c)	f. 29v	スノ・サンズとバルセローナ司教に帰属する領域の面積	「マユルカのいくつかの領域における由スノに帰属する全てのジョハバータ、これらは神の救いととも記される。」	<ul style="list-style-type: none"> 「測定が行われたところまで」スノに帰属する8分の1の都市領域とジェーンズの面積が記述・分割されていないボレンソンの領域の面積 バルセローナ司教に帰属する8分の1の都市領域の面積 	f. 29v 冒頭: H[oc] ex[ist]it[ur] [augustin]s crea[tu]m [in] fine p[ri]nc[ip]i[um] [et] lib[er]i Regis.
(d)	f. 32r / 下半分 / f. 31v / f. 31r / f. 30v / f. 30r	都市領域の分配内容と境界画定	「神の御名において、情け深く、慈悲深く、常に信御の中で。ハロー・アトル・ビラード(市門の名前)を越えたところのマユルカの島のすべて土地を等しく2つに分けること、そしてそれをそれぞれ4つに分けることを決める際、アトル・アブアーンズ・アトル・マテアーナ(都市領域)の領域とされるのは…」	<ul style="list-style-type: none"> 領域全体を2つに分割 / さらにそれぞれを4つに分割 国王の留保分(全体の半分=8分の1×4)の境界画定の記述 4人の聖俗貴族の分割分(それぞれ8分の1)の境界画定の記述 	f. 30r 末尾: Explicit liber Regis qui dicitur capudoretum quem ipse dimisit in domo Templi Maoriticis arabice scriptum et hoc est eius translatum et tractat de divisionibus ciuitatis et insule Maoritarum inter regem et suos et magnates et suos. すべての境界画定の記述の末尾に「オリシナルで明記され、書き留められたその他のものとともに」または類似する文言
(e)	f. 32r 上半分	ペアルン副伯へ譲渡されたスノ・サンズの3つのかまど	「スノが中心地の郊外において境界を定めていたかまどの中から抜き取られた3つのかまど…」	<ul style="list-style-type: none"> 全体を2つに分割 / さらにそれぞれを4つに分割 国王の留保分(全体の半分=8分の1×4)の境界画定の記述と財産(家屋、かまど、菜園、店)の数が列挙 4人の聖俗貴族の分割分(それぞれ8分の1)の境界画定の記述と財産(家屋、かまど、菜園、店)の数が列挙 	f. 32v は白紙
(f)	f. 34r / f. 34v / f. 33v / f. 33r	市壁内部の分配内容と境界画定	「父と子と聖霊を信じ、唯一の神を称えよ! 市壁の内部におけるマテアーナ・マユルカに存在する全てを8つの箇所に分割…」	<ul style="list-style-type: none"> 前半: 計45の粉挽水車の名前が列挙 後半: 国王と4人の聖俗貴族を分類項目として粉挽水車の名前が列挙 国王: 21 / スノ: 6 / バルセローナ司教: 8 / アソリアリナス伯: 4 / ペアルン副伯ギリエム・デリヨル・ダ・モンカーダ: 6 	
(g)	f. 36r / f. 35v / f. 35r	都市における粉挽水車の分配	「マテアーナ以外のマユルカの全ての領域の分割、マテアーナに併合された土地を決めたものに擬似して…」	<ul style="list-style-type: none"> 国王の留保分(全体の半分)のジェーンズが列挙 4人の聖俗貴族の分割分のジェーンズが列挙 	図 1 参照
(h)	f. 37r	バルセローナ司教に帰属する都市領域の分配内容	「バルセローナ司教に帰属する、半分は4分の1またはマテアーナ・アトル・アブアーンズ / 残る4分の1は、神の救いととも記される。」	<ul style="list-style-type: none"> バルセローナ司教の分割分(アトル・アブアーンズ)の具体的な地理的区分の記述 半分はバルセローナ司教が留保 / 4分の1はラモン・バラソングエ / 残る4分の1は3分割(3分の2はスノ / 3分の1はバルセローナ司教) 	

※表内の各セクションに付されたアトルテベント記号の順序はフオリオのナンバリングに準じている(先行するラテン語テキスト(a)(b)は表2参照)。
※実際の文字列、セクション中身(hを除く)、構成そのものの向きは全て右→左。

二九葉裏冒頭では、あえて以下の記述が外典であるとの説明がし直され、それ以下に続く(c)のセクションでは、当該テキスト内の他の箇所にはみられない土地の面積にかかわる記述内容となっている。ここから単純に考えれば、(h)から(d)のセクションが、前掲の文言にある『国王の書』の内容を書き写した部分、(c)は『国王の書』の外典に相当するものを、(d)に続けて記した部分とみなされる。となれば、構成そのものもやはり左向きになっていることになろう。

第三〇葉裏末尾の文言にあるとおり、アラビア語テキストはもともとアラビア語で書かれたオリジナルの写しとおぼしい。また、都市領域の分配内容および境界画定をあつかったセクション(d)では、その記述の末尾に「オリジナルで明記され、書き留められたその他のもの」といった、より多くの内容を含むオリジナルの存在を示唆する文言が確認できることから、当該テキストはオリジナルをそのまま筆写したのではなく、それを参照しながらその内容を抽出してまとめたものと想定される。そのオリジナルこそが、まさしく先の文言で言及される『国王の書』にちがいないが、オリジナルの『国王の書』と、同じく『国王の書』のタイトルが付されたラテン語IIアラビア語版そのものとは、両者の生成の時間的順序をふまえて、ここでは厳密に区別しておかなくてはならない。

オリジナルの『国王の書』は現存しないため、その形態

や、誰が作成・保管したかという問題をめぐっては、これまでも数多くの研究者によってさまざまな仮説が提起されてきたが、いずれもそれを裏付ける確たる証拠は示されないままである。こうしたなかで、近年ブラシー・ペレス・パストールが、オリジナルの形態についてはさしあたり判断を留保しながらも、あくまでも記述内容に注目するかたちで、本来アラビア語テキスト、またはそのオリジナルがいかなる目的のもとで、どの段階で作成されたかを、時系列にそくして具体的に検討している^⑬。それをふまえて、他の諸史料とともに当該テキストの作成された背景を整理すると、おおよそ次のようになろう。

まず、ジャウマ一世の自叙伝『勲功録』(Libre del Feis)^⑭で叙述されるマディーナ攻略後のカタルーニヤ軍の動向を確認すると、一二三〇年二月一七日の謝肉祭から四月七日の復活祭にかけて、ヌノ・サンスやバルセローナ司教をはじめとする大貴族らを中心に、戦利品の競売が行われたが、これに対して下層の騎士や平民が暴動を起こすなど、きわめて混沌とした状況が続いていたようである。国王の措置によりこれを鎮圧するも、その直後に軍勢の中で疫病が蔓延し、アンブリアス伯ウグ四世や、カタルーニヤ貴族ラモン・アレマニーを含む有力貴族や騎士たちが多数亡くなっている。それがおさまると、国王は依然としてムスリム勢力が残る北部の山岳地帯へと進軍し、再びマディーナに戻るようになるが、その際、当初は遠征に参加していなかった聖ヨハネ騎士団アンポ

スタ管区長ウグ・ダ・フリヤルケーが来島し、国王に島の一部の下賜を懇願している。けれども、このときにはすでに分配は完了し、受領した人々も半島に帰還していたため、結局、国王の留保分から聖ヨハネ騎士団に対して土地や財産を与えることが決定された¹⁶⁾。

ところが、『勲功録』の中で四月の復活祭の後に疫病で亡くなったとされるアンプリアス伯ウグ四世とカタルーニヤ貴族ラモン・アレマニーは、一二三〇年三月一日に国王によって発給された入植者の権利を保証する解放文書において、すでにその副署欄から消えており、前者にいたってはその息子ポンス・ウグがアンプリアス伯として列挙されている¹⁷⁾。実際、この期日以降の証書の副署欄においても、同様に息子ポンス・ウグの名が記されているし、ラモン・アレマニーにかんしても、もはやその名が登場することはない。それゆえ、アンプリアス伯ウグ四世およびラモン・アレマニーは、少なくとも同年三月一日よりも前の段階で流行した疫病によって亡くなっていたと考えられるのである。

ペレス・バストールの主張にしたがえば、最初の分配はこの疫病が流行し始めた段階で、なかば緊急の措置として行われ、その内容を反映したものがアラビア語テキストということになる。実際に当該テキストの中身をみると、市壁内外の都市領域については、粉挽水車の分配（セクション(g)）や、境界画定（セクション(f)）の内容が具体的にかつ詳細に表示される一方、それ以外の領域については、

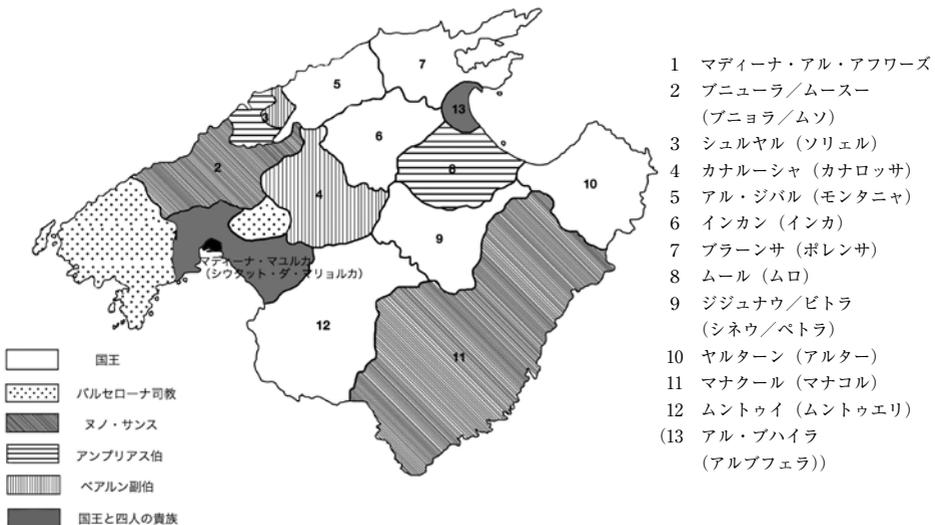


図1 イスラーム・マリョルカのジューズ

(A. Mut Calafell, G. Rosselló Bordoy, *La Remenbrança*, p. 48をもとに作成)

具体的な地名も面積も示されることなく、図一のようなイスラム期の領域区分である一二のジューズ(註)を枠組みとした比較のおおざっぱな分配内容にとどまっている。こうした所見は、都市領域こそ征服されたものの、全島は依然として掌握されていない当時の状況を反映しているものと想定される。また、あくまでも国王と四人の聖俗貴族を代表者とするかたちで分配内容が示されているのは、疫病の蔓延で半島へ戻る貴族や騎士が続出し、それに先立って分配内容を早急に決定しなければならなかったため、その大枠のみが決められるにとどまったということであろう⁽¹⁹⁾。このように、アラビア語テキスト(おそらくそのオリジナル)は、マディーナ攻略直後に、のちに各グループの中で個別に行われる土地の分配に先立ち、さしあたり五人の分割分を明確にするという目的で作成されたのである。

(二) ラテン語テキスト

ラテン語テキストの構成は表二のとおり、二つのセクシヨンからなる。まず、(a) 国王ジャウマ一世に帰属するアルケリアおよびラハルのリストは、アラビア語テキストの中で国王の取り分となった八つの領域ごと分類されて、計四八八の地名と、ジョバード(*Jovard*)の単位で表示される面積⁽²⁰⁾、受益者の名前が記されている。そして、当該セクシヨンの冒頭の第一葉表上部と、末尾の第一九葉表下部には、それぞれ作成年代にかかわる文言が次のように記されている。

すなわち、第一葉表「一二三二年七月のカレンダエに編纂された」、第一九葉表「この目録は、アラゴン国王ジャウマと、同国王のもとでマリオルカ王国の領主たるポルトガル王太子ペドロの面前で作成されたことが知られるべし。一二三二年七月のカレンダエ。国王書記ベラ・ダ・サン・メリオンの手によって記された」がそれである⁽²¹⁾。

これらの文言から、当該セクシオンが一二三二年七月一日に国王書記ベラ・ダ・サン・メリオンによって作成されたことが確認できるが、マディーナ攻略が一二二九年一月三日であることをふまえれば、ここにはおおよそ二年半におよぶ時間的なギャップがあったことになる。前述のように、マディーナ攻略後も北部の領域には依然としてムスリム勢力が残っていたため、ジャウマ一世はそれ以降も段階的に遠征をおこない、一二三二年五月の第三回遠征の段階でようやく全島を掌握するにいたっている。けれども、この二年半の間に各人への土地分配が行われていなかったわけでは決してなく、都市領域や、すでに攻略されていたと考えられるいくつかの農村領域においては、少なくとも一二三〇年三月から随時行われていたことが、伝来する証書史料から明らかにみてとれる⁽²²⁾。ここで注目すべきは、後者の文言に明記された、ジャウマ一世の祖父アルフォンス一世の妹ドウルサの子で、当時ウルジェイ伯であったポルトガル王太子ペドロの存在である。ジャウマ一世は、当該伯領をめぐって自身と争っていたポンス・ダ・カブレーラとペドロが結託することを恐れ、

表2 ラテン語テキスト構成

	フォリオ	構成	セクション題辞	内容
(a)	f. 1r-f. 19r	国王に帰属するアルケリアとラハル	Hec est pars d[omini Regis et nomina possessorum et] alqueriarum et [cuislibet hereditaria a domino]Rege ad[quisite ibi nomi]natur. 十 [veluti] modo habit et possident [in] termino Ciu[itatis]. Quod fuit ordinatum Kalendas julij. Anno domini .M.CC.XXX.II.	・地目・地名、面積、受益者の名前がリスト化 ・8つの領域ごとに列挙 …アル・アフワーズ / インカ / ボレンサ / シネウ / ベトラ / ヤルトン / モントウエリ / モンタニャ (アル・ジバル)
(b)	f. 19v-f. 20r	カバレリア目録	Memoriale de omnibus [christianorum] caballarias que fuerunt in captione Ciuitatis Maioricaram.	表3参照

表3 カバレリア目録

	カバレリア	征服後 常駐する騎士
国王ジャウマ1世	5674.5	
テンプル騎士団	525.5	4
ギリェム・ダ・モンカーダ	276	2
ラモン・アレマニー ギリェム・ダ・クラルモン	205	1.5
合計	6681	
スノ・サンス	1874.5	14.5
バルセローナ司教	875.5	7
ラモン・バランゲー	341	3
ガストン・ダ・クロワル バルナット・ダ・ロレー	71	
ジェノヴァの水夫	28	
アンブリアス伯	849	7.5
ガストン・ダ・モンカーダ (バアルン副伯)	1006.5	7.5
ギリェム・ダ・サン・ビスセス	11	
ジローナ大司教	459	4
ソルソナ司教座聖堂参事会長	37.5	
ナルボンヌの人々	18.5	
バルナット・ダ・サンタ・エウゲニア	254	2.5
ジローナの聖具保管係	79	
バルセローナ大助祭	106	1
ラモン・ダ・ベルテガス	28	
バルセローナの聖具保管係	142.5	1
ベラ・ダ・ビネル	6.5	
聖ヨハネ騎士団	148	
および「国王の寄進」(Donation)	52	
アルナウ・ダ・バルベイ	22	
サンタ・フェリウ修道院長	169.5	1.25
ウルジェイの聖具保管係	37	
ラモン・ダ・バルナット	12.5	
ジャウマ・ダ・サルベラ	33	
すべての合計	13,446 (+ 聖ヨハネ騎士団 に与えた52)	

※配列と数値は全て ARM, s/n に対応

一二三一年九月二十九日、当該伯領の権利を国王に返還する見返りとして、マリオルカとメノルカを、ペドロに封として終身で与えることを決定していた²³⁾。これによりペドロは側近を島に派遣しつつ、自身もジャウマ一世の一二三二年

五月の第三回遠征に参加し、マリオルカへ赴くこととなったのである²⁴⁾。実際、リスト中の受益者の中にはポルトガル王太子ペドロの名前が含まれているため、当該セクションのリストは、少なくともペドロへのマリオルカの封土授与が決定した一二三二年九月以降の内容であるものと想定される。となると、このリストは征服直後から実際に分配が行われるたびに、随時情報を書き込んだり、そのつど更新したりするようなか

たちで作成されたわけではなく、ペドロへの封土授与の決定から、一二三二年七月一日までに行われた、最終的な分配の結果をあらわしたものであって、その目的はあくまでも一連の征服事業に参加していなかったペドロに土地分配の実状を把握させようとするものであったと考えられるのである。⁽²⁵⁾

ついで、(b)カバレリア目録では、国王、貴族、騎士の名前と、カバレリアの数値、征服後に常駐すべき騎士の数、表三のとおりリスト化されている。カバレリアとは、いわゆる騎士封のことで、国王が賦与する封土を数値化したものである。ここでは、征服後の島の防衛のために常駐する騎士一騎につき一三〇カバレリアを授けることが明記されており、合計がおおよそ一三〇〇〇であることを考慮にいれるならば、全体としておおよそ一〇〇騎を配備しようとする王権の意向が反映されている。だが実際には、厳密にいかなる計算のもとでそれらの数値が表示されているかは判然としない。

その内容は、国王麾下のグループとそれ以外におおまかに分けられている。これを、ルサリヨ伯ヌノ・サンスの財産目録とされる『ラメンブランサ』に含まれるカバレリア目録と比較してみよう。『ラメンブランサ』のカバレリア目録では、アラビア語テキストのなかで代表者とされた国王と四人の聖俗貴族、それぞれのグループの成員と各人のカバレリアの数値が詳細に記録されている。⁽²⁶⁾これに対して、当該セクションでは、国王グループの中に列挙されている人物の数、『ラメンブランサ』と比較するときわめて少ない。というのも、『ラ

メンブランサ』ではそれぞれ独立したかたちで列挙されているタラゴーナ司教座聖堂参事会長や複数の都市共同体からなる二八の人物および共同体が、当該セクションでは列挙されておらず、それらのカバレリアの数値はすべて国王の留保分に組み込まれているからである。

他方、国王グループ以外の貴族らについても、やはり『ラメンブランサ』と比べてみると、当該セクションでは、ヌノ・サンスは個人として、ついでバルセローナ司教麾下のグループは、その成員が固定された状態で列挙されているが、アンブリアス伯とベアルン副伯(ここではギリエムの子ガストン)のグループについては、おおよそ系統立てて並べられていない。実際、ラモン・ダ・ペルテガスなる人物とバルセローナ大助祭は、『ラメンブランサ』ではそれぞれ、前者がアンブリアス伯、後者がベアルン副伯のグループに分類されているのだが、当該セクションでは連続して並べられると同時に、征服後に島に常駐する騎士が、併せて一騎というかたちで記録されている。ここには、とくにアンブリアス伯とベアルン副伯のグループの成員を正確に分類しようとする意図がまったく見出されない。先の国王グループの成員の大半が書かれていないのも、その成員自体は決まっていながらも、各人に授封されるカバレリアの具体的な数値が決まっていなかったからかもしれない。このように、それぞれのグループ内部における成員および数値の決定には時間的な偏差があり、それゆえ当該セクションの内容はあくまでも分配過程全体の中途の段

階のものと考えられるのである。なお、前述のように、『勲功録』で、マディーナ攻略後に国王からの下賜が決定された聖ヨハネ騎士団については、貴族の名前が羅列されている箇所「寄進」(donation)の文言とともに記されていたり、全体のカバレリア合計の末尾にも、「国王が聖ヨハネ騎士団に授けた五二カバレリアとともに」²⁸⁾の文言が付されている。おそらくこれは、すでにある程度作成されていた記録に追加されたものにちがいない。

以上から、カバレリア目録作成の時系列は、次のように整理される。まず、前提として、アラビア語テキストに反映されているような、最初のおおまかな分配内容で代表者となっている五人は、国王以外にかんしては、おそらく征服事業の参加時に、騎兵をもっとも多く供出した者で占められているものと考えられる²⁹⁾。そして、国王の留保分が全体のおよそ二分の一、他四人の聖俗貴族らは全体のおよそ八分の一として大枠が確定され、それにしたがって、時間差はあるもののグループ化が図られ、各人のカバレリアの数値が、征服後に島に常駐すべき騎士の数を基準に決定されることになる³⁰⁾。おそらくその記録は、聖ヨハネ騎士団が来島する以前に、すでに作成されていたであろう。ただ、アンポスタ管区長は一二三〇年三月一日の解放文書の副署欄ですでに確認されることから、その情報の追加もマディーナ攻略から比較的早期の段階で行われたものであり、全体としてみれば、アラビア語テキストと同じく、征服まもない時期の内容といつてよい

であろう³¹⁾。

(三) ラテン語Ⅱアラビア語版の生成

以上のように、ラテン語Ⅱアラビア語版は、テキストどころかセクションごとに、それぞれが異なる段階で、異なる目的にそくして作成されたものの集成である。だが、そもそも全体がこのように複合的な性格を帯びているのはなぜかが問われなくてはならない。各所の書体に注目すると、ラテン語テキスト(a)と(b)はいずれも一三世紀のゴシック草書体で書かれているが、それぞれの書体の特徴から、異なるコピストによって書かれたことはほぼ確実である。また、(a)で列挙されるアルケリアおよびラハルのいくつかの部分で、(b)の筆とよく似た筆跡で修正・加筆が行われているので、(b)は(a)よりも時間的に後に作成されていることは疑いない。他方、アラビア語テキストにかんしては、書体から具体的な作成年代を同定することは困難であるが、少なくともそこに付されたラテン語文言は同時期のゴシック草書体である。となれば、いずれも時間的にさほど隔絶してないといえ、各セクションが一貫した配慮のもとに系統的に編纂されたわけではないことになろう。

この点をふまえて、ラテン語Ⅱアラビア語版が編纂された経緯をあらためて整理すると、一二三〇年七月一日までにポルトガル王太子ペドロの封土授与に際して計画的に作成されたのは、全体ではなく、あくまでもこの期日が明記されてい

るラテン語テキストの (a) のみであったと考えられる。さらに、ラテン語テキストとアラビア語テキストの間には多くの白紙ページが残されているので、おそらくラテン語テキスト (a) の作成時にさらなる情報を追加することが見越されていたにちがいない。それゆえ、ラテン語テキスト (b) カバレリア目録は、(a) が作成された後、ポルトガル王太子ペドロが把握すべき、分配にかかわる付属の情報として追加された部分と解釈されよう。だが、当該セクションが付された段階には、すでに都市共同体や貴族への土地の分配はある程度終了し、各人のカバレリアの数値も決定されていたはずである。それにもかかわらず、具体性・正確性がやや欠如した征服当初のリストをあえて筆写したのは、もしかしたら、一般に台帳系史料生成の根拠とみなされる現状把握より、征服に時間的に最も近い、分散した過去の情報を網羅することに、編纂者が意を砕いていたからかもしれない。アラビア語テキストについても、その配列から見て、ラテン語テキスト (a) が作成された後に追加された部分であった可能性があるが、当該テキストの内容もマディーナ攻略直後のものであり、やはり過去の記録をあえて追加しているように思われる。

いずれにせよ、具体性が欠如した内容や、二言語利用という体裁は、ポルトガル王太子ペドロのために情報を網羅するという観点からすると、そうした目的と機能の大きな妨げとなつたはずである。それゆえ、ラテン語Ⅱアラビア語版は分配内容の概要を把握することはできても、現状を正確に把握

するには配慮に欠けるところの多いテキストである。だが、この点こそが、次なるカタルーニャ語版の生成の問題に大きく関わってくることになる。

三 カタルーニャ語版

カタルーニャ語版は、マリョルカ王国文書館所蔵史料の一八番として登録されている⁽³³⁾。体裁は二九一×二一〇ミリの羊皮紙製で、全九二葉、うち六九葉裏から七〇葉裏までは白紙である。二つのコラムに分かれた各紙面は、均整のとれたゴシック書体で整然と書かれていて、各項目には彩色イニシアルが施されると同時に、各所にルブリックが付されている。末尾に記されている文言からは、ジャウマ一世の次子である王太子ジャウマ (のちのマリョルカ王国国王ジャウマ二世) の統治期にあたる一二六七年五月一八日に、国王ジャウマ一世が作成を命じ、のちの一二六九年四月一八日に王太子の書記ペラ・ダ・カルダスによって作成されたことが確認できる⁽³⁴⁾。筆跡からすると、おそらく彼一人の手で全編にわたって記されたものと考えられる。

カタルーニャ語版の構成および各セクションの内容は表四のとおりである⁽³⁵⁾。末尾の (七) では、この写本が二つのカットブラウを忠実に筆写したものであると明言されている⁽³⁶⁾。各カットブラウの具体的な年代は記されていないが、以下で確認する内容の時間的枠組みから、いずれも征服直後からポルト

ガル王太子ペドロ期までのものと想定される。また、写本は一見すると、類似する項目および記述内容の重複が非常に多く、全体が同一の内容のくりかえしで構成されているかのようである。それゆえ、以下では、内容のうえでは重複する部分がいかなる点で相互に異なるかに注目し、カタルーニャ語版のオリジナルである二つのカップブラウの生成過程を、前述のラテン語Ⅱアラビア語版の内容をも考慮に入れつつ、とくに二つの項目に絞って検討しよう。

(一) 記述内容の重複と齟齬

① アルケリアおよびラハルのリスト／カバレリア目録

まず、(a) アルケリアおよびラハルのリストと、(b) カバレリア目録のセクションを併せてとりあげよう。これらはいずれも、基本的には前述のラテン語Ⅱアラビア語版のラテン語テキスト(a)と(b)の記述内容および配列とほぼすべて一致する。たしかに、(a)では見落しによるものと想定される箇所が確認されるし、(b)においても数値の見落としや書き違いが数箇所見られるが、いずれも特別に追加された情報は見られないことから、ラテン語Ⅱアラビア語版のうち、とりわけラテン語テキスト(a)と(b)を、そのままカタルーニャ語に翻訳した部分とみなしてよいであろう。とはいえ、カタルーニャ語版(b)の末尾には、ラテン語Ⅱアラビア語版の本来白紙部分である第二八葉裏に、メモ書きのように一つだけ記されているポレンサの領域のアルケ

リアの名前と、アラビア語テキストの第三〇葉表に記された「以上…」(«Explicite»)のラテン語文言がいずれもカタルーニャ語に翻訳されたかたちで付け加えられている。②となると、これらのセクションはラテン語Ⅱアラビア語版のラテン語テキストのみを参照したのではなく、あくまでもラテン語Ⅱアラビア語版全体をベースに、その各所に散在するラテン語文言をも含めたかたちで作成されていることになる。

続いて、アルケリアおよびラハルのリストによく似たセクションである、(f) ポルトガル王太子ペドロの財産リストである。③ここでは基本的に、(a)において国王、または国王から財産を分与されるポルトガル王太子ペドロに割り当てられた土地のみが抽出され、計九〇の地目・地名および面積がそれぞれ列挙されている。配列は総じて(a)と同じだから、おそらくそれをもとに書かれたのである。もつとも、(a)では国王またはペドロの留保分となっているにもかかわらず、当該セクションには記されていない箇所が七例、④逆に(a)には含まれていないのに、当該セクションには含まれている箇所も七例確認される。さらに、セクション(a)で他の人物に分配されていたはずのアルケリアおよびラハルが、セクション(f)のペドロの分与財産に含まれている箇所が、三三例にもおよび、⑤おそらくこうした内容の齟齬は、一定の時間が経過してから、他の証書類の内容にそくして、情報の更新が行われていたことを示唆するものである。

また、(n)のセクションにおいても、セクション(a)

表4 カタルーニヤ語版構成

	フオリオ	間	構成	セクシヨソ題辭	内容
(a)	f.11a- f.24va		国王に帰属するアルケリテとラハル	Aquesta es la part del Senyor Rey, als noms dels possessors e de les alqueries de qualquans placia heretia per lo Senyor Rey conquirentes aqui es anomenat en qualque manera ho anen e ho posseixen en lo terme de la Ciutat. Lo qual fo ordinat en les dialsendes de Juliol, en layn de nostre Senyor Mil.CC.XXX.II.	<ul style="list-style-type: none"> ・ラテン語・アラビア語版のラテン語テキスト (a) (b) と対応 ・領域ごとにルフリック ・ラテン語 = アラビア語版 f.28 v のオレインサのアルカリリアの記述およびアラビア語テキスト内の「以上…」(explicat...) の文言が (b) の末尾にカタルーニヤ語で付されている
(b)	f.24vb- f.26vb		カバレリア目録	Memorial de tots los crestians cavallers los quals foren en la preso de la Ciutat de Malorcha.	
(c)	f.26va- f.30va		都市領域の粉挽水車の分配	Aquestis son los molins en lo terme de la Ciutat de Malorcha.	<ul style="list-style-type: none"> ・3つの水路ごとに粉挽水車と受益者の名前が列挙 / 計62 ・受益者の1人ペアルン副伯の名前がオストン・ダ・モンカーダ
(d)	f.30va- f.31ra		都市共同体と貴族のカバレリア目録		<ul style="list-style-type: none"> ・(b) に記されていない都市共同体と貴族のカバレリアが記録 ・バルセローナ、マントセラ、タラゴナーのみにルフリック
(e)	f.31b- f.37b	1 行空	【土地区画の書】	Lo libre de les quarterades (ルフリック)	<ul style="list-style-type: none"> ・1230年ジャヤウエ 1 世の命 ・ジャヤウエ 1 世の腕の長さ (約2.10m) = [braca が寸法の基準 ・quarterada は「40braces に等しい4つのllacsを含む平方の土地面積」
(f)	f.37b- f.39ra		ホルトカール王太子への口的所有地	Conquesta cosa es aquestes honors de cases adherentats e de fons e de obradors del Senyor Infant e deis seus especialment assignats en la yla de Malorcha.	<ul style="list-style-type: none"> ・地目および地名、面積の2項目 ・配列は (a) と対応 ・領域ごとにルフリック
(g)	f.39ra- f.40vb		都市領域とマドリヨルカ全体における国王の粉挽水車	Aquestis son los molins de la partida del Rey en la yla de Malorcha, pimierament en lo terme de la ciutat pimierament...	<ul style="list-style-type: none"> ・都市領域のものはカフアラウ α (c) で言及される粉挽水車と基本的に対応 ・領域ごとにルフリック
(h)	f.40vb- f.41ra		シウタットにおける国王に帰属するかまど	Aquestis fons i ha lo senyor Rey per partida sua en ciutat de malorcha. (ルフリック)	計20のかまどが列挙
(i)	f.41b- f.41va		シウタットにおける国王に帰属する菜園	Aquestis los orts del Rey en la ciutat (ルフリック)	計6の菜園が列挙
(j)	f.41va		国王に帰属する浴場	Son unanent II baysns en la partida del Rey. (ルフリック)	計2つの浴場が列挙
(k)	f.41va- f.45rb		シウタットにおける国王の家屋	Aquest son los albergs elegints maionment o cases de la partida del senyor Rey en la ciutat de Malorcha.	<ul style="list-style-type: none"> ・f.41va-f.43ra: 国王の留保分のうちで選ばれた家屋の名前と受益者の名前 (アルムタイン (市壁内) の5つ / アルム (市壁外) の10つ) / カダナス (Cadenas) の市門における計21の家屋 (地理的記述とそこに位置する家屋の数が列挙) ・f.43ra-f.45ra: アルムタイン以外の国王の留保分の家屋 / 計108の家屋 / 地理的記述とそこに位置する家屋の数が列挙 ・f.45ra-f.45rb: 受益者のカバレリアに応じて分配する家屋の数が列挙
(l)	f.45rb- f.45va		国王の請願		<ul style="list-style-type: none"> ・前述の継承物、家屋、かまど、菜園、粉挽水車を求める文言

13世紀『マリョルカ分配記録』の生成—財産目録の複合性と象徴性— (久納)

(m)	f.45va- f.49ra	連続	土地区画にかんする 記述		・セルトサル王子ベトロの命 ・カフアラウα (c) と異なる長さのロープを使用 / 測定に使用されるロープが ジャヤウα 1世の20 brases またはヌノ・ヤソンスの22 brases を基準
(n)	f.49ra- f.69ra	連続	国王に帰属するアル ケリテとラハル	En lo terme de la Ciutat. (ルアリック) Aquesta es la part la qual ha lo senyor Rey en la Ciutat de Mallorca et en tot lo terme daquesta zo es assaber la mayrat de la Ciutat e aquestes alqueries les quals son en lo terme daquesta e consequent en tota la pla de Mallorca.	・基本的に地目および地名、面積の2項目 ・配列は (a) と対応 ・領域ごとにルアリック ・領域ごとの末尾に特定の貴族と都市共同体を分類項目として (ルアリック有) それそれぞれに分ちされるアルケリテとラハルが付記
(o)	f.71ra- f.71va	1葉半空白	シワタットにおける 家屋	Elegudes foren en la Ciutat de Mallorca de comn atorgament del Senyor Rey e de tots los nobles xxx albergs dels quals lo Senyor Rey ae per part sua xv albergs les quals departi ab los seus cavallers e homens segons albirce de la sua uolentat.	・シワタットにおける30の家屋のうち国王の留保分である15の家屋とその受益 者が列挙 ・アルムダイナ (市壁内) の5つ / ヴァイナ (市壁外) の10つ
(p)	f.71va- f.82vb	3行空	シワタットの土地分 配 (ルアリック)	Del fet de la diviso de la Ciutat. (ルアリック)	・f.71va, f.73vb: アラビテ語テキスト (f) の国王の留保分の分配内容と境界 画定に対応 ・f.73vb, f.82vb: 国王に帰属する家屋、浴場、工房、かまどの数か地理的記述 とともに列挙 ・工房と家屋については、国王、特定の貴族および都市共同体を分類項目として (ルアリック有) 分配内容が別挙
(q)	f.82vb- f.83vb	1行空	都市領域以外の島内 の土地分配	Asci comenzam a partir la terra de fora la Ciutat maia mit etze Mallorca quizmam.	・アラビテ語テキスト (h) と対応 / ベアルン副伯の名前が父キリエム・ダ・ モンカーダ ・国王と4人の聖俗貴族の島の分割分をジュエーンで分類
(r)	f.83vb- f.87va	連続	都市領域の粉挽水車 の分配	Los molins del terme de la Ciutat. (ルアリック) Asci comensam la partida dels molins del terme de Mallorca los quals romassen aparti...	・f.83vb, f.84vb: カフアラウα (c) と同じ3つの米路を分類項目に粉挽水車 の名前が別挙 ・f.84vb, f.85va: 国王と4人の聖俗貴族を分類項目として都城水車の名前が別 挙 ・全体の形式はアラビテ語テキスト (g) に対応か / ベアルン副伯の名前が父 キリエム・ダ・モンカーダ
(s)	f.87vb- f.90ra	コラム変え	都市領域の境界画定		・アラビテ語テキスト (d) と対応 / ベアルン副伯の名前が父キリエム・ダ・ モンカーダ ・国王と4人の聖俗貴族を代表に境界画定
(t)	f.90b- f.91b	コラム変え	署名と日付		・国王ジャヤウα 1世により1267年5月18日に作成が命じられる ・王太子ジャヤウαの書記ペラ・ダ・カルダスにより 1269年4月18日に作成 ・2つのカフアラウαを忠実に筆写したものであることの記述

*フアリオにおけるα, bはコラム

と同じ内容のアルケリアとラハルが、受益者の名前を除いた、地目・地名および面積の二本立てで列挙されているが、ここでは(a)で明記されていない、テンブル騎士団やタラゴナ司教座聖堂参事会長、複数の都市共同体に分配された計三二六にもおよびアルケリアとラハルが、領域ごとの末尾に付け加えられるような形で記されている。それゆえ、このセクションは同じ内容のリストといえども、あくまでも異なる情報を付記することに重点がおかれているようである。なお、この追加箇所以外にかんしては、配列が(a)とほぼすべて一致していることから、ラテン語テキスト(a)またはカタルーニャ語版(a)が参照されていたことは明らかである。だが、ラテン語テキスト(a)にもカタルーニャ語版(a)にも確認されないアルケリアおよびラハルが全体で一〇例含まれているため、他の情報源をも駆使して、追加箇所以外にも情報を加えようとする意図があったものと考えられる⁽⁴⁶⁾。

アルケリアおよびラハルのリストは、以上のようにカタルーニャ語版においては、ラテン語Ⅱアラビア語版のラテン語テキストをカタルーニャ語に翻訳して筆写すると同時に、同一の内容でありながらも、各セクションで情報を補充、場合によっては抽出・更新するといった作業が必要にそくして行われていることになる。ただ、ときには他の情報源が用いられながらも、配列そのものは一致していることから、全体としてみれば、時間的に先行するものと想定されるラテン語Ⅱアラビア語版のラテン語テキスト(a)またはカタルーニャ

語版(a)を基礎としているのは疑いない⁽⁴⁶⁾。

他方、カバレリア目録については、(d)のセクションではとくに、(b)では明記されていない国王麾下のグループに属する都市共同体と貴族のカバレリアの数値が列挙されている。ところが、ここでは(b)とは異なり、特別な表題は記されておらず、さらに征服後に島に常駐する騎士の数も記されていない。また、各所で不正確なカバレリアの合計が記されているうえに、『ラメンブランサ』の網羅的なカバレリア目録と照らすと、国王グループに属する都市共同体と貴族のカバレリアの数値をすべて記しているわけでもない。いささか無秩序にもみえるこうした形式は、当該セクションそのもの、またはそのオリジナルがあくまでも覚書程度にすぎなかったことを想定させる。とはいえ、当該セクションが組み込まれたのは、(b)には欠けている情報を補完することを目的としていたと考えることは許されよう。

②粉挽水車の分配内容

(c)の都市領域における粉挽水車の分配内容については、ラテン語Ⅱアラビア語版のアラビア語テキスト(g)の内容と比較すると、明らかに情報量が増している。というのも、アラビア語テキスト(g)においては、国王と四人の聖俗貴族を分類項目として、粉挽水車の名前が列挙されているが、いずれも配置されている水路の名称が記されておらず、その数も四五にとどまっている。これに対して、カタルーニャ語

版(c)では、明らかに地理的な情報が重視されていて、三つの水路の名称や流れる方向を含む記述とともに、アラビア語テキスト(g)の内容とも重複しながら計六二の粉挽水車の名前が明記されている。しかも、そこには、受益者の名前に、前述の五人に加え、テンブル騎士団やタラゴーナ司教座聖堂参事会長、ジローナ大司教らを含む、複数の聖俗貴族が同時に列挙されており、やはりアラビア語テキストよりもはるかに具体化されている。となれば、当該セクシオンは、アラビア語テキスト(g)で記されている内容とは別で、空間的にはより広範囲で行われた水路の実地調査に基づいて作成されたか、あるいは実地調査の成果を書き写したものと考えられる。また当該セクシオンでは、受益者の一人であるベアルン副伯の名前の点で、アラビア語テキスト(g)との相違がみられる。というのも、アラビア語テキスト(g)ではマディーナ攻略直前のサンタ・ボンサの戦いで亡くなった父ギリエム・ダ・モンカードと記されているが、当該セクシオンではその子ガストンの名で記されている。こうした一定の情報の変更も加味すれば、おそらく当該セクシオンはアラビア語テキスト(g)よりも時間的には後の内容であると想定される。

その他にもカタルーニャ語版(g)では、先の(c)の中で国王に帰属する都市領域の粉挽水車に加え、(c)では扱われていない他の七つの領域において国王が留保する粉挽水車が、領域ごとに分類した形で追加されている。都市領域の

ものについては、先の(c)と同じく三つの水路を分類項目として、粉挽水車の名前が列挙されている。配列については、三つの水路のうち、カネットの水路の粉挽水車のみが(c)とは逆の並びになっているが、他の二つの水路については(c)とほぼ同じ順序で並べられており、基本的には(c)のセクシオンを基礎として作成されているようである。

また、(r)においても、都市領域の粉挽水車の内容が扱われている。ここでは、最初に(c)と対応するような、都市領域のすべての粉挽水車が、やはり三つの水路ごとに列挙されており、その配列は先のカタルーニャ語版(g)と同じく、カネットの水路のみ逆の順序である以外は、すべて同じ順序で並んでいる。ところが、これに続けて、国王と四人の聖俗貴族を分類項目として、それぞれがどの水路に配置されているかを明記しながら粉挽水車の名前が列挙されており、その形式はむしろラテン語IIアラビア語版のアラビア語テキスト(g)を想起させるものである。しかも、ここでは先の(c)とのきわめて重大な違いがみられる。前述のように、(c)では受益者の一人であるベアルン副伯の名がガストン・ダ・モンカードと表記されているのに対して、当該セクシオンではアラビア語テキスト(e)と同じく、その父ギリエム・ダ・モンカードとなっているのである。

この点については、カタルーニャ語版(r)に近接する、(p)シウタットの分配内容、(q)都市領域以外の島内の土地の分配内容、(s)都市領域の境界画定をも確認する必要がある。

実際、(r) のセクシヨンのみならず、これらのセクシヨンも同じく、ラテン語Ⅱアラビア語版のアラビア語テキストに含まれる内容と、その文言や書式、配列の点で、それぞれきわめて類似している。すなわち、いずれも基本的には国王と四人の聖俗貴族を枠組みとする分配内容が記されていて、ペアルン副伯の名前もまた、それが確認されるいずれのセクシヨンでも、アラビア語テキストと対応しているせい、父ギリエムの名になっている。つまり、(r) の粉挽水車の分配内容を含む、カタルーニャ語版(p) から(s) のセクシヨンは全体として、アラビア語テキストのいくつかの内容を、カタルーニャ語に翻訳しながら書きあらためていたのである。

だが、それと同時に注目すべきは、これらの一連のセクシヨンでは、アラビア語テキストの内容に加え、いくつかの情報が補足されていることである。たとえば、カタルーニャ語版(q) 都市領域以外の分配内容にかかわるセクシヨンでは、イスラーム期由来の領域区分ジューズごとに、国王と四人の聖俗貴族らの分割分のみが記されたアラビア語テキストの内容に、テンブル騎士団に割り当てられた領域の記述が一部追加されている。シウタットの分配内容を扱う(d) のセクシヨンにいたっては、第七三葉裏まではアラビア語テキスト(f) とほぼ一致するものの、それに続けてシウタット内の国王の留保分とされる家屋、浴場、工房、かまどの名前または数が多数列挙され、その途中には国王グループに属する特定の貴族、テンブル騎士団、バルセローナやタラゴーナなどの諸都

市を分類項目として、受益者の財産の内訳が即座にわかるように配慮されている。

あらためて(r) 粉挽水車の分配内容を確認してみると、やはり同様にアラビア語テキストでは明記されない水路の名前や、国王とスノ・サンスとの間で行われた粉挽水車の交換の事実など、たしかに新たな情報が追加されている。むしろ、もともとアラビア語テキストのオリジナルである『国王の書』に含まれていた情報が、当該セクシヨンで単にカタルーニャ語に翻訳されただけかもしれない。けれども、前述の配列や、国王と四人の聖俗貴族の分配内容が、アラビア語テキスト(g) とは別に作成されたとおぼしいカタルーニャ語版(c) とおおむね対応しているから、おそらくここでは、あくまでもアラビア語テキストを大枠として、(c) を参照しながら情報を追加するというやり方で作成されたと考えるのが自然であろう。

以上から、カタルーニャ語版における粉挽水車の分配にかかわる、相互に重複の多い複数のセクシヨンは基本的に、实地調査をふまえた内容とおぼしい(c) のセクシヨンを軸として、そこから情報が抽出されるかたちで、他の二つのセクシヨンが作成されているようである。だが、(r) を含む一連のセクシヨンにアラビア語テキストの形式が使用されている点には、情報の補完を行いながらも、あくまでもラテン語Ⅱアラビア語版にのっとって作成しようとする書き手の意図がかいまみえる。それは、同一の内容の情報を扱うなかでも、

各セクションを作成する際の状況や作成の目的が異なっていたことに起因するものであろう。

(二) ニューのナップフウ

① 時間的な枠組み

前述のように、カタルーニャ語版はもとも二つのカップラウを筆写して集成されたものである。いずれも具体的な編纂年代は明記されていないが、両者を分かつ境界線や、それぞれの時間的な枠組みを確定するうえで重要な指標となるのが、セクション(e)と(m)である。

これらのセクションは、マリオルカの土地、とくに菜園にすることが可能な土地の面積を測定するための寸法と、測定に携わった人物の名前、測定の対象となる領域とその受益者の名前がそれぞれ記されている。まず、(e)では、文字どおり『土地区画の書』(Lo libre de les quarterades)⁽⁵⁵⁾という見出しが付されている。これに続けて、一二三〇年一〇月一日、国王ジャウマ一世の命により、「よき人々」の立ち会いのもと、国王自身の留保分の中で灌漑が可能な土地を、カバレリア分与とは別に入植者に割り当てるとする文言がある。⁽⁵⁶⁾これをふまえて、面積の測定が行われることになったのである。その最大の目的は、「分与された耕地をポルトガル王太子に示す」という文言に集約されている。前述のように、ポルトガル王太子ペドロへの封土授与の決定が一二三一年であることを考慮にいれるならば、同年以降に行われた測定の内

容が反映されているものと想定される。

ついで、(m)のセクションを確認してみよう。測定の対象となつている領域や測量担当者と書記の名前は、(e)と基本的に一致するものの、異なる点もいくつかみられる。第一に、セクション(m)では、やはり国王ジャウマ一世の留保分のなかで入植者に割り当てる菜園が測量の対象となつているが、その測量の命令主体は、国王ジャウマ一世ではなく、ポルトガル王太子ペドロとなつている。⁽⁵⁸⁾また、都市領域の測量に際して管理責任を負った人物の一人ジャウマ・ダ・サファレチなる人物が(e)と(m)双方に現れるが、(m)ではとくに、「マリオルカのパツリヤ」(バイレ、すなわち国王租税の徴収役人)の肩書きとともに表示されている。⁽⁵⁹⁾実際、ジャウマ・ダ・サファレチは、ポルトガル王太子ペドロがマリオルカ全島を国王から受け取る少し前の一二三二年四月、前任のパランゲー・ダ・モンレアルに代わってマリオルカのパツリヤに任命されており、一二四四年までその職務を任せられていたことが知られている。⁽⁶⁰⁾

以上をふまえて、双方のセクションの内容の時間的枠組みを整理してみると、(e)は、一二三〇年の国王ジャウマ一世による命令を起点としながらも、ポルトガル王太子ペドロへの封土授与が決定された一二三一年九月以降であることは明らかである。ここに先のジャウマ・ダ・サファレチが依然としてパツリヤの肩書きを有していないことを加味すれば、その内容は一二三一年九月～一二三二年四月のものと同定さ

れる。他方、(m)のセクションは、ポルトガル王太子ペドロの命令によるものであることから、おそらくペドロに実際に封土が授与された一二三二年七月以降、ここにマリョルカのバツリヤとしてのジャウマ・ダ・サファレチの任期を考慮に入れると、その内容は遅くとも一二四四年までのものということになる。だが、測定の対象となった領域や土地の所有者である貴族の名前は、両者のあいだでおおむね一致するから、やはり(m)のセクションは、時間的に先行する(e)を参考にしながら、そこに新たな情報や状況を加味したうえで作成されたものであると考えられる。

以上のように、両セクションはいずれもポルトガル王太子期の内容であるものの、そのあいだには一定の時間差がある。それゆえ、ここでは二つのカップブラウのおおよその境界線を(1)と(m)とのあいだに引き、末尾(t)を除く全体を α と β とに分けて、先述の内容の考察をふまえながら、それぞれの構成と特徴をあらためて整理しよう。

②構成と性格

まず、カップブラウ α は、冒頭の(a)および(b)のセクションがまさしくそうであるように、ラテン語⇨アラビア語版のうち、とくにラテン語テキストの内容を事実上そのまま含みながら、本来そこにはない数多くの情報で大きく補完されている。だが同時に、ポルトガル王太子ペドロの所有地リストである(f)、国王に帰属する島全体の粉挽水車のリス

トである(g)のように、当該カップブラウ内(それぞれ(a)と(c))から情報を抽出している箇所も存在する。さらに、ここでは先行するセクションには含まれていない情報が追加されていたり、一部の情報に変化がみられるなど、他の情報源を用いていることも確実である。すなわち、ここには同一カップブラウでありながら、きわめて微細な複数の時間層があることになる。

また、各セクションの形式は、全体としてかならずしも統一されていない。たしかに、ラテン語⇨アラビア語版のラテン語テキストをそのままカタルーニャ語に翻訳したセクション(a)および(b)を筆頭に、基本的には、「これらは：である」(aquets son...)やこれと類似する文言が見出しとして掲げられており、部分的なまとまりは確認できる。だが、前述のように、(d)のカバレリア目録では、特別な見出しは設けられておらず、数値などはなかなば無秩序な形で記されているし、逆に(e)『土地区画の書』のセクションでは、見出しに「書冊」(libre)の文言がみられることから、そのオリジナルはもとも冊子体の独立した記録であったものと考えられる。それゆえ、カップブラウ α は、特定の時点で系統的に行われた実地調査の所産では毛頭なく、書冊を含む各所で別個に作成された雑多な記録が全体の形式をほとんど統一することもないままに、場合によってはそのままの状態で組み込まれた形で成立していたことになる。となれば、当該カップブラウの中で、セクションごとの時間的な整合性が見出

されないのは当然といえは当然なのである。

続いて、いまひとつの『土地区画の書』というべき(m)に始まるカップブラウβは、全体としてカップブラウαと類似したセクション群で構成されている。だが、前述のように、その中身は大きく異なる。まず、アルケリアとラハルのリストであるカップブラウβ(n)は、その記述内容と配列がカップブラウα(a)もしくはラテン語IIアラビア語版のラテン語テクスト(a)と一致しており、これらを参照しながら作成されているが、同時に異なる情報源に由来する大量の情報が追加されている。続くシウタットにおける家屋のリストであるカップブラウβ(o)は、類似する項目であるカップブラウα(k)の冒頭の内容とおおむね同一であるが、その配列がかならずしも一致しておらず、受益者の情報も一部異なっている。それゆえ、カップブラウα(k)を参照したのではなく、そもそも別系統で作成された記録に基づくセクションとおぼしい。他方、カップブラウβ(p)・(s)は、ラテン語IIアラビア語版のアラビア語テクストを基礎に、ある程度のまとまりをもって作成されている。むしろ、いずれのセクションも他の情報源を用いてそこにはない情報を追加しており、なかでも粉挽水車の分配内容を扱う(r)は、その記述内容と配列から、おそらくカップブラウα(c)を参照している。だが、財産を貴族ごとに分類したり、ベアルン副伯の名前を父ギリエムのもととしているあたり、書記は、新たな情報をつめこみながら、全体としてはあくまでもアラビア語テクストの再現

に重きを置いていたように思われる。

このように、カップブラウβは、カップブラウαとセクション・記述内容で重なるところが極めて多いが、その配列はαに準じていないし、それどころか各セクションの見出しも統一されていないから、αの単なる焼き直しでも、その増補版でもなく、同一の内容を含むものの、αに集められたものとは異なる目的と分類基準のもとで、ことによると異なる書記によって作成された別系統の雑多な記録をベースに編纂されている。それゆえ、双方の異なる点に注目すれば、カップブラウβはαに欠けた情報をあらゆる面で補完するものになっているといつてよい。一部とはいえラテン語IIアラビア語版のアラビア語テクストにねざしていることを隠そうとしていないのは、少なくともカップブラウβの書記には、カップブラウαと併せれば、ラテン語IIアラビア語版の増補版に相当するものになるという意識があつたことを示唆するものかもしれない。

いずれにせよ、各カップブラウを構成するあらゆるセクションはいずれも、ラテン語IIアラビア語版であれ、カタルーニャ語版の特定のセクションであれ、それらとはまったく別の情報源であれ、つねに先行する書かれたものを土台に、重複する情報はそのまま異なる情報を追加したり、既存の情報から一部抽出してあらためて分類してまとめたりと、いわば派生的に作成された雑多な記録に基づいている。それら記録IIセクションが、相互に参照されつつ複雑に絡み合いながら、

それでもそれぞれ固有の論理で生み出されたものであったとしたら、カッブラウ編纂者の価値判断を介入させることなく、あらゆる情報をもれなく把握できるようにするという要求に応える方法はただ一つ、重複した内容もあえて整理することなく、あくまでも作成されたままの状態で集成してしまふことである。それゆえ、おびただしい重複はそれ自体、単なるくりかえしどころか、カッブラウそのものの複合的な成り立ちを如実に示すものなのである。

時間的にも空間的にも網羅的な情報が求められたのはなぜか。それはむろん、征服に参加しておらず、マリョルカの実状に疎いポルトガル王太子ペドロに、先行する不完全なラテン語^②アラビア語版では網羅されない封土授与までのありつたけの情報をもれなく知らしめるためである。実際、その前後には聖俗貴族のあいだで分配地をめぐる紛争が頻発しており、ペドロ自身も一二三九年にバルセローナ司教とシウタット内の水路使用権をめぐる事をかまえている。こうした不安定な事態を前にして、王権やペドロ自身に帰属する財産の正当性を保証するべく、集積された過去の情報を、来歴の異なる情報と、時間の経過にともない一部更新された情報とともに知らしめようとしたところに、わざわざ系統の異なる二つのカッブラウが編纂された最大の理由があるものと考えられるのである。

(三) カタルーニャ語版全体の編纂

以上のように、カタルーニャ語版の内容の時間的枠組みは基本的に、征服直後からポルトガル王太子ペドロの統治期のものである。だが、現存する写本そのものが編纂されたのは、前述のとおり、一二六九年の王太子ジャウマの統治期においてである。それゆえ、含まれる内容と写本そのものの編纂との時間的な隔たりはおおよそ三〇年にもおよぶことになる。なぜジャウマ一世および王太子ジャウマが、あえて三〇年前の分配内容を筆写するかたちで、「分配記録」をあらためて編纂させたのか。むろん、その経緯を明示する史料は伝来しないので、状況証拠を積み重ねてそれを推測するほかない。

まず、一二三二年からマリョルカの実質的な統治者となったポルトガル王太子ペドロは一二四四年七月、自らのマリョルカの財産をカスターリヨの人びとと交換することで国王ジャウマ一世と合意し、同年八月一日、ウルジェイ伯領およびマリョルカとマノルカにおけるペドロの諸権利と、バレンシア王国における複数の村落と城塞が実際に交換されている。^③これによりマリョルカは以後一〇年の間、ジャウマ一世によって直接統治されることとなった。

じつは、一二四四年を待たずして、国王は、ポルトガル王太子ペドロを介さずに、マリョルカを含むバレアルス諸島の財産をめぐる措置を独自に進めていた。^④ジャウマ一世はその一環として、一二四三年の王太子ジャウマの生誕と同時に、マリョルカ、モンペリエ、ルサリヨ、サルダーニャ、さらに

はバレンシア王国を王太子ジャウマに授ける旨を遺言状で示している⁽⁹⁾。その後、王太子ジャウマに与えられる領土は刻々と変化してゆくが、最終的に一二五六年八月二日、ジャウマ一世がマリヨルカの「よき人々」に、王太子ジャウマをマリヨルカ王国の後継者として送ることを通達し、同年八月二日、王太子ジャウマが継承者として宣誓を行い、父王ジャウマ一世の保護のもと、王太子ジャウマはプロクラドール(Procador) やリヨクティネン(veas lounn) と呼ばれる国王代理とともに、マリヨルカの統治を行なっていくこととなったのである⁽¹⁰⁾。

ここから、ジャウマ一世が死没する一二七六年にマリヨルカ王国国王ジャウマ二世として即位するまでが王太子ジャウマ統治期であるが、カタルーニャ語版が作成されたのは、その後半にさしかかった頃ということになる。じつは、一二五六年に王太子ジャウマがマリヨルカ王国を継承することになったとはいえ、バレアルス諸島以外の半島の領土については、依然として父王ジャウマ一世によって相続者が変更されており、一二六二年にモンペリエとピレネーの諸伯領(ルサリヨ、サルダーニャ、クンフレン、バリエスピ、プラッツ)が完全に王太子ジャウマに継承されることが確定されている⁽¹¹⁾。おそらく、この段階でようやく、国王ジャウマ一世が王太子ジャウマを含む自らの子息に対し、アラゴン連合王国の相続にかんする具体的な内容を確定するにいたったのである。

以上をふまえたうえで、先の問いに立ちもどろう。まず、

前述のようにカタルーニャ語版は、三〇年前のポルトガル王太子ペドロ統治期に成立した二つのカップブラウを併せて筆写したものである。ジャウマ一世は相続内容がある程度確定させると、マリヨルカ征服以来の国王財産の詳細を、次期マリヨルカ王国国王となることが確定した王太子ジャウマに正確に知らしめるよう、配慮したにちがいない。そのとき、ポルトガル王太子ペドロ統治期に編纂された二つのカップブラウは、時間的にも空間的にも、なおかつ情報量という点でも、もっとも網羅的であり、その目的を果たすためには、その時点で最適なものとみなされたということであろう。あるいは、二つのカップブラウを併せて筆写することで、本来のラテン語Ⅱアラビア語版を情報面で大幅に拡充した、新たなラテン語Ⅱアラビア語版に相当するものを生み出そうとしたということかもしれない。

だが、カタルーニャ語版をその意味での実務的な内部管理史料と解釈するだけでは、まさしく三〇年間の空白が放置されていることの説明がつかない。前述のように、カタルーニャ語版は、彩色イニシアルやルブリックが全編にわたって施され、二つのコラムに統制のきいたゴシック書体で、セクシヨンによっては文字列がきわめて整然と途切れることなく書き連ねられている。こうした豪華本のような体裁はむしろ、実務的な内部管理史料という解釈と相対するものである。ここにはおそらく、カタルーニャ語版の象徴物としての価値を認めなくてはならない。すなわち、マリヨルカを征服したのが

国王ジャウマ一世その人であり、王太子ジャウマがそれを国王の手から正当に継承するのを媒介するモノとしての価値がそれである。そればかりか、カタルーニャ語版の編纂主体である王権は、編纂時の実態どころか、征服期にさかのぼる膨大な情報を網羅的に集積することに重きをおいている。それは、古きものをよしとする意識をベースに、あらゆる知を独占しようとする王権そのものを象徴するものでもある。ここには、実務的な配慮に過ぎた財産目録が、過去を記念し、永続化し、正当化しようとする理念性ないし象徴性といかに分ちがちがたく結びついているかが如実に表れているのである。

四 結論

冒頭で述べたように、一三世紀に初めて登場する「分配記録」という史料類型は、本来王権によつて分配された土地財産とその受益者のリストであり、この点では内部管理にかかわる実務的な史料の分類とみなされてしかるべきである。だが、本稿がとりあげた『マリヨルカ分配記録』の二つのヴァージョンを、テキスト、カップラウ、さらにはセクションのレヴェルまでときほぐすと、おおよそ次のような生成過程を想定することができよう。

まず、征服に近い時期の分配内容とおぼしいアラビア語で書かれた『国王の書』は、現存しておらずその具体的な形態は知る由もないが、ラテン語⇨アラビア語版のアラビア語テ

クストに記されているような、王権と四人の聖俗貴族を代表者とする分配内容を大枠において決定するようなものであつたと考えられる。それはマディーナ攻略直後のおおよその分配内容を内部で把握しておくために書かれたものであり、その一部を書き写したのがアラビア語テキストということになる。

これに対して、ラテン語⇨アラビア語版のラテン語テキスト、なかでもアルケリアおよびラハルのリストは、国王ジャウマ一世からポルトガル王太子ペドロへの封土授与に際して作成された部分であり、その目的は王権とペドロにかかわる土地財産の分配状況をペドロに知らしめることにあつたものと考えられる。ところが、それに連ねられたのは、作成当時の現状を示すものではなく、あくまでもマディーナ攻略直後のカバレリア目録ならびにアラビア語テキストとなつている。このあたり、ラテン語⇨アラビア語版の編纂者は、征服直後に生成したさまざまな記録の断片をベースに、分配にかかわる過去の情報を書き足すことにつとめていたようである。だが、国王麾下のグループの成員とカバレリアの数値が具体的に明記されていなかったり、アラビア語テキストが翻訳されずにそのまま書き写されたりするなど、ポルトガル王太子ペドロに分配内容を知らしめるという本来の目的からすれば、情報面でも体裁面でもいかにも不親切という印象を免れない。

そうした目的にかなうものとして編纂されたのが、カタ

ルーニャ語版を構成する二つのカップブラウの失われたオリジナルということになる。実際、いずれのカップブラウも、ラテン語⇨アラビア語版を基礎にすえながら、そのほかの情報源を利用したセクションや、必要に応じてあらためて特定の情報のみを抽出・分類したセクションを含んでいる。だが、これらはいずれも既存の情報を書き出したうえで別の情報源に由来する異なる情報を追加するというかたちであって、過去の情報をそのつど新たな情報に更新する意思はおよそ感じられない。すなわち、二つのカップブラウの編纂者が重きをおいたのも、現状にそくして情報を更新することではなく、さまざまな記録に由来する過去の情報をできるだけ網羅し、集積することにあつたのである。

かくして、おおよそ三〇年のときを経た王太子ジャウマの統治期に、時間的・空間的に最も濃密に情報が網羅されているこれら二つのカップブラウがまとめられ、豪華な体裁をまとつたカタルーニャ語版が編纂されることになる。ここでも、征服以来の情報を網羅して王太子ジャウマへ知らしめようとする意思が強く感じられる。だが、それまで以上に、現状把握より過去の記録の網羅に意が砕かれているばかりか、豪華な体裁が与えられ、その目的はかつてのラテン語⇨アラビア語版の増補版を生み出して、集積された過去の情報を永続化することにあつたかのようなのである。それはおそらく、集積された情報そのものが正当な王位継承を媒介する象徴物とみなされたことの証にほかならない。

以上のように、『マリヨルカ分配記録』の二つのヴァージョンは、本来実務的な用途に供せられたリスト形式をとる編纂物が、形式はそのままに容易に理念的・記念碑的な編纂物に転じうるかを示す恰好の事例である。実際、いかなる局面においても、各ヴァージョン、各テクスト、各カップブラウの編纂者の意識は、それぞれの編纂時の現状を正確に反映することではなく、あくまでも既存の書かれたものをベースに先行する過去の情報を網羅することに注がれている。こうした所見は、その本来の目的からすれば実務的でありながら、同時に記念碑的な性格をもつ、実務的かつ理念的な編纂物がありえたことを示している。それはちよつど、カルチュレールの質的变化をめぐる、理念的な編纂物(古典的カルチュレール)から実務的な編纂物(たとえばカルチュレール⇨財産目録)への移行という論理にも一石を投じるものであろう。

いずれにせよ、「分配記録」には、リスト形式の編纂物といえども、つねに先行する書かれたものに由来する、微細かつ複雑に絡み合った時間層がまぎれもなく混在している。それは、当該史料類型の歴史史料としての利用方法に大幅な見直しを迫るものである。むしろ、一三三七年から征服活動の渦中で段階的に作成された『バレンシア王国分配記録』を筆頭に、半島諸地域の「分配記録」との比較検討が今後求められる作業である。実際、「分配記録」相互の形式的差異は、すでによく知られるところとなつている。だが、本稿のような作業を重ねることは、もはや「分配記録」にとどまらず、

台帳系・目録系史料一般がいかにして一三世紀の西ヨーロッパ全体で発展を遂げたかを明らかにする重要な方法となるであろう。

註(一) 一三世紀のアラゴン連合王国においては、本稿で扱うマリョ

ルカ以外にバレンシア、カステイリヤ王国においては、ムルシアおよびセビーリヤのものがそれぞれ知られている。なお、「分配記録」をあらためて取り上げた近年の研究集会や論文集は下記のようものが挙げられる。De al-Andalus a la sociedad feudal: los repartimientos byzomedievales. Anuario de Estudios Medievales Anejo 25, Barcelona, 1990; E. Guinot, J. Toró (eds.), Repartiments a la Corona d'Aragó, (segles XII-XIII), Valencia, 2007.

(2) A. Mut Calafell, G. Rosselló Bordoy, La Remembrança de Ninyo Sang una relació de les seves propietats a la riuada de Mallorca, Palma, 1993.

(3) A. Poveda Sánchez, Toponimia arabo-berber i espai social a les illes orientals d'Al-Andalus, tesi doctoral inédita, Universitat Autònoma de Barcelona, Barcelona, 1987; M. Barceló, Sobre la divisió administrativa de Mayūnqa, Bolletí de la Soc. Arq. Lul·liana, 36, Palma, 1978, pp. 238-245; Nou nòtules sobre toponímia de Mayūnqa i de Mallorca, Faventia, 2, Barcelona, 1981, pp. 131-133; De toponímia tribal i ètnica berber a les illes orientals d'al-andalus, VII Col·loqui de la Societat d'Onomàstica, 2, Palma, 1982, pp. 42-46; G. Rosselló Bordoy, El islam en las islas Baleares, Palma, 2007. ルサリョ・ホルドイによれば、『マリョルカ分配記録』に記録され

る八四一(実際は八二四)の地名のうち、これまでにおおよそ三分の一にあたる二七八が同定されているという。G. Rosselló Bordoy, El Repartiment, De Mayūnqa a Mallorca, Jaume I Commemoració del XIII centenari del naixement de Jaume I, Barcelona, 2013, p. 451.

(4) イスラーム・マリョルカの定住地のうち、八四・七四%がベルベル人氏族・部族に由来しているとされる。A. Poveda Sánchez, Toponímia arabo-berber, pp. 594-595.

(5) こうした地名研究は、一九八〇年代から一九九〇年代にかけて活発に行われた島内農村部の灌漑水路に焦点をあてた考古学研究と結びつくこととなる。なかでも、バルセロとヘレーナ・キルヒナーによる島内の灌漑定住空間を扱った考古学研究は以下の点を強調している。すなわち、地名から同定されるベルベル人氏族グループは、水利システムを共有しながら定着・入植する際に、一部氏族の優位性を認めながらも、事前に氏族間での政治的な協定をもって水路の平等利用を定めていた。それゆえ、こうした定住地はあくまでも、水流を軸に形成され、耕作地を中心とする農業空間を創出しようとする農民の選択に基づくものであって「ピスン(isin 城塞)や行政上の領域区分によって決定されるものではない」というのである。M. Barceló, H. Kreimer, Terra de Falanx, Felanitx quan no ho era, Palma, 1995; H. Kreimer, Redes de alquerías sin husún. Una reconsideración a partir de los asentamientos campesinos andalusíes de las Islas Orientales, Castillos y territorio en al-Andalus, 1996, pp. 450-469; La construcció de l'espai pages a Mayūnqa: les valls de Banyola, Oriem, Canegeya i Maró, Palma, 1997. それは「ピエール・ギンシャルを筆頭とする半島の定住地研究にもまして、国家から切り離されたイスラーム期の水平的な農村社会像を打ち出しており、征服後の封建社会としての

キリスト教徒社会と対比され、征服による社会構造の断絶説をいっそう強化している。代表的なものとして A. Bazzana, P. Cressier, P. Guichard, *Les châteaux ruraux d'al-Andalus: Histoire et archéologie des Husin du sud-est de l'Espagne*, Madrid, 1988; P. Guichard, *Les zones littorales de la region oriental d'al-Andalus aux VIII-XI siècles*, *Castrum*, 7, Rome-Madrid, 2001, pp. 273-290; *Al-Andalus frente a la conquista cristiana*, Valencia, 2001. なお、イベリア半島における征服による社会の「連続」「断絶」をめぐる議論については、黒田祐我、「アンタルス社会から封建社会へ—農村社会構造研究とレコンキスタの新解釈—」『史学雑誌』一一八—一〇、二〇〇九年、六二—八六頁。また、足立孝「ラテン・ヨーロッパの辺境と征服・入植運動」『一五のテーマで学ぶ中世ヨーロッパ史』シネルヴァ書房、二〇一三年、一八四—二〇四頁。とくにコラムがそれにあたる。

(6) マリョルカでは、一二三五年以降マリョルカ教会に、大貴族や、彼らから直接土地を分与された貴族・騎士の財産の十分の一が寄進されたこともあって、結果的に「分配記録」で見られるような分配の体系は、マリョルカ司教と司教座聖堂参事会のもとで新たな領主支配の枠組みが創出される方向で変化していったとされる。P. Cateura Bemann, *Las cuentas de la colonización feudal (Mallorca, 1231-1245)*, *En la España medieval*, 20, Madrid, 1997, p. 66; P. Pérez Pastor, *El Repartiment feudal de Mallorca. La porció del comte d'Empúries(1230-1235)*, *B.S.A.L.*, 70, Palma, 2014, p. 68.

(7) 征服後、王権や大貴族、彼らから直接土地を分与された貴族・騎士は同島に定着することはなく、不在地主の状態が通例であった。こうしたなかで、彼ら不在地主から自有地または永代貸借地として土地を賦与された下級貴族や騎士が、入

植活動を統率するにいたっている。R. Soto Company, *De soldats de fortuna a pagesos: els primers colonitzadors de Mallorca. El feudalism comptat i rebut*, València, 2003, p. 316. わが国でも足立「ラテン・ヨーロッパの辺境と征服・入植運動」がマリョルカに入植した中間層の家族集団の例を一部とりあげている。

(8) A. Virgili Coler, *Les conquestes catalanes del segle XII i els repartiments. Repartiments a la Corona d'Aragó(segle XII-XIII)*, València, 2007, p. 53.

(9) これら二つのヴァージョンの他に、いずれも一四世紀の間に編纂されたものと考えられる三つのラテン語版が伝来している。G. Rossello Bordo, *El Islam en las islas Baleares*, pp. 31-34. その内容はカタルーニャ語版とはほぼ一致しており、おそらくそのラテン語翻訳版と想定される。

(10) ARM, s.n. ファクシミリ版とコピー。G. Rossello Bordo, *Còdex llatinoaràbic del Repartiment de Mallorca, Documents cabdals del Regne de Mallorca*, Salamanca, 2007.

(11) 史料本文でのアラビア語表記(翻字)はそれぞれ「国王(Rai Rāim (Rai d'Aragó))」、伯スノ(Quntī Nunū)、バルセローナ司教(Biṣḥ Baryāḥūna)、アンプリアス伯(Quntī Inbūyās)、ギリェム・マリョル・ダ・モンカーダ(Yīlām Ma'yūr di Munqāda)となっており、バルセローナ司教とアンプリアス伯の名前は明記されていない。

(12) ハイメ・ブスケツ・ムレットは『国王の書』は『マリョルカ分配記録』の最古の断片であり、アラビア語テキストはその失われた文書の一部を書き写したものと解釈している。J. Busquets Mulet, *El còdex llatinoaràbic del repartiment de Mallorca (text àrab)*, *Homenaje a mil·lès*, 1, Barcelona, 1954, pp. 245-246. 他方、ルサリョ・ホルドイは「当該テキストがと

おり無秩序な方向で記述されることなどから、オリジナルは単なる土地についての覚書で、下書きとして書かれたものに基づいてあると主張してゐる。G. Rosselló Bordoy, *El Llibre del Repartiment i la documentació feudal. Documents cabdals del Regne de Mallorca*, Palma, 2007, p. 18.

(13) かつてホセ・マリア・クアドラドは、そのオリジナルは、二つのカンプラウに分けられてテンブル騎士団の居館に保管されたとし、アラビア語テキストはジャウマ一世の三回目の遠征に付き添っていたユダヤ人ソロモンによるものと主張してゐる。D. José María Quadrado, *Historia de la conquista de Mallorca*, Palma, 1850, p. 433.

(14) P. Pérez Pastor, *Mallorca, 1230-1232. Reflexions a partir de la relectura del codex latinoarabí del repartiment*, B.S.A.L., 66, Palma, 2010, pp. 11-15.

(15) ジャウマ一世は生涯にわたっておこなった征服事業とその実態を自らカタルーニャ語で著している。邦語訳では、尾崎明夫、ピセント・バイダル訳・解説『征服王ジャウマ一世勲功録—レコンキスタ軍記を読む』京都大学出版会、二〇一〇年（原著一九九一年）。とくにマリョルカ征服にかんしては、『第三章』バレーアレス諸島の征服（二二二九—二二三五）』。

(16) 『勲功録』八八—九七項。

(17) L. Perez Martinez, *Corpus Documental Balcan (D)*, *Reinado de Jaume I, Fontes Rerum Balcarum*, I, Palma, 1977, doc. 54.

(18) たとえば、アラビア語テキスト (f) 市壁内部の分配内容と境界画定の中で、国王ジャウマ一世に帰属する半分のうち、さらに四分の一の部分について記された内容は以下のとおりである。「一つ目、または最初の半分は、四つの部分に分かれており…アラゴンの国王とその参与者に帰属する半分

である。al-Malyun の市壁から、Abdal-Malik のモスクと al-Masamida の菜園まで、Ibn Sakir の家屋、Bani az-zurari の家屋、水飲み場まで進んで、川を横切り、川に沿って as-saryib まで市壁に沿って al-kuhi の市門まで、そして al-batalad の市門へ向かって Gummar al-Mudaina、Ras as-sawda まで。そしてこの部分に、所有する二〇の家屋のうち八つの家屋が残されており、さらに浴場、店もあり、すべて神の救いとともに示される。」(ARM, s/n, f. 34v)

(19) 最終的には、三名の聖職者（バルセローナ司教、ジローナ司教、テンブル騎士団長）と、二名のマラゴン貴族（ビメノ・ダ・ウレア、ヘラ・コルネル）、二名のカタルーニャ騎士（ラモン・アレマニー、ラモン・バランゲー・アジェ）からなる委員会が決定された。P. Pérez Pastor, *Mallorca, 1230-1232*, p. 11.

(20) 一般に二頭立ての牛車一日に犁耕される面積を意味する。時代や地域によって内容は異なるが、マリョルカの場合、一ジョバーダー—一・三二六ヘクタールとするのが一般的である。なお、マリョルカおよびバレンシアにおける面積の単位を扱った論考については、P. Pérez Pastor, *De joves i quarterades. Amandaments i equivalències a partir de la relectura del Llibre del Repartiment de la porció reial de Mallorca (s. XIII)*, *Estudis d'Historia Agraria*, Barcelona, 22, 2009, pp. 165-179; A. M. Fornes, R. Soto Company, *El Repartiment de Mallorca: Diversitat de fonts i d'interpretacions metodològiques*, *Repartiments*, València, 2007, pp. 75-113.

(21) ARM, s/n, f. 1r: « Quod fuit ordinatum Kalendas julii. Anno domini M. CC. XXXII », f. 19r: « Est sciendum quod istud memoriae factum fuit in presentia domini Jacobi Regis Aragonum et Petri infantis portugalen domini Regni maioritarum sub eodem Rege. Kalendas iulii

anno Domini. M. CC. XXX secundo. Datum per manum. Petri de Sancto Milione eiusdem domini Regis scriptoris. »

- (22) マデイーナ攻略後、分配内容が記された最も早期の証書は、一二三〇年三月三十一日タラゴーナ司教座聖堂参事会長フアレー・サン・マルティに発給されたものである。ここでは、シウタットにおける財産と、ペトラやシネウなど他の農村領域における複数のアルケリアが分配されている。FRB, I, doc. 17.

- (23) FRB, I, doc. 84.

- (24) ホルトガル王太子ペドロに「この」は、A. Santamaria, Don Pedro, infante de Portugal, señor del reino de Mallorca (1231-1256), *Baleares. Antología de lengua: Curso de perfeccionamiento para informadores jurídicos*, I, Palma, 1974, pp. 9-22.

- (25) ヘレス・バストールは、こうした目録は、この場合の封土授与のような特別な出来事を前提としてはじめて作成されるものであつて、オリジナルが作成された時期からは多かれ少なかれ時間的に隔絶していると主張している。P. Perez Pastor, Mallorca, 1230-1232., p. 14, pp. 22-24.

- (26) ARM, s/n, f. 19v: «pro singulis CXXX caballarias debetur miles unns. ».

- (27) P. Perez Pastor, Mallorca, 1230-1232., pp. 15-16.

- (28) *La Remembrança*, f. 16v-f. 20r. 『ラメンブランサ』は、一二四一年にヌノ・サンスが亡くなり、国王が彼の所領を接収する際に作成された財産目録と想定されている。征服からの時間的な経過のせい、あるいはそもそも来歴の異なるより詳細な記録が用いられたか、ここでは、分配内容とカバレリア目録の数値がかなり整理されたかたがと記されている。

- (29) ARM, s/n, f. 20r: «Summa de toto universaliter XIII [mille] CCCC

XLVI, caballarias cum teneat LII caballarias quas rex dedit hospitali. ».

- (30) 『勲功録』(八二〜八六頁)で確認される大貴族らが率いた騎兵の数、ヌノ・サンスが一〇〇騎、バルセローナ司教が一〇〇騎、アンブリアス伯が六〇騎、ベアルン副伯ギリェム・ダ・モンカーダが四〇〇騎、ジローナ大司教が三〇騎、タラゴーナ司教座聖堂参事会長が四騎(加えてガレー船)となっている。

- (31) 実際、アラビア語テキスト(a)と(h)では、とくにヌノ・サンスとバルセローナ司教に關する分配内容がそれぞれ具体的に記されており、やはり彼らの分配内容は比較的早期に決定されていたと考えられる。

- (32) じつは『勲功録』では、聖ヨハネ騎士団に財産を下賜することが決定された際に、アンポスタ管区長がもたらした騎士三〇騎分に値する土地を譲渡することを、他の場合と同じように書冊(llibre)に記録するという国王の発言が確認される。仮にここで「書冊」が、アラビア語で記されたことされる『国王の書』を指しているとする、国王が個別に分配を行う際に、その内容はアラビア語の書冊に記録されていたことになら、個別の分配に關しては、おそらく五人を代表とするグループの成員およびカバレリアの数値が決定されてから、それにもとづいて行われていたと考えられるから、あくまでも『勲功録』の記述の段階では、たとえ分配内容を記した書冊が存在したとしても、その中身は、カバレリア目録で個別に数値が明記されているような一部の貴族への分配にかかわるものに限定されたにちがいない。

- (33) ARM, n°18. ファクシミリ版として G. Rossello Bordoy, *El Llibre del Repartiment de Mallorca o Llibre del Rei*, Documents cabdals del Regne de Mallorca, Salamanca, 2007.

- (34) ARM, nº18, f. 90b-f. 90va: « Senyal † del Infant en Jacme del molt noble Rey Darago Ily hereter de Malorcha e de Montpellier de Rossello e de Cerdanya e de Conflent per auctoritat del e per manament aquest translats del original es pres de paraula en paraula punt a punt ben e lealment aquela metexa forza la qual loriginal per tots temps a anda. Posat per mano den Pere de Caldes escrita del senyor Infant en Jacme per manament del dit senyor Infant XIII. kalendas madii anno de Nostre Senyor Mli. CC. LX. VIII. Asso es translats fielment fet de .ii. capbreus escrits en paper comuns e comanats per lo senyor Rey Darago en la Casa del Temple de Malorcha. »; f. 90va-f. 90vb: « Lo qual translats fo fet per manament del senyor Rey e de atorgament e volentat e de auctoritat del senyor Infant en Jacme molt noble fyi del Szo es assaber en les .XV kalendes dabril enlayn de nostre Senyor .M.CC. LX.VII. ».
- (35) 「リウ」のセクション区分は基本的に R. Soto Company, *Còdex Català del Llibre del Repartiment de Mallorca*, Palma, 1984, pp. 32-39 を参考とした。
- (36) ARM, nº18, f. 90va, 前註34参照。
- (37) とりわけカタルーニャ語版 (A) において欠落している箇所は計八例確認される。(ARM, s/n, f. 4r; Rahal almaiuri; f. 5v; Alqueria alborge; f. 6v; Rahal beniansen; f. 9v; Rahal abin juzuf; f. 13r; Alqueria dalpolenzi; f. 15v; Alq min benhimara, Alq Rohajaleis Iahie abenjussuf aben abdella; f. 16r; Rahal alcorata) ただし 「リ」 した見落としが、ラテン語＝アラビア語版をともに当該セクションが作成された際のものか、さらにのちのカタルーニャ語版編纂時に二つのカップラウを書き写した際のものかは「リ」では判別しがた。
- (38) ARM, s/n, f. 28v: « In termino potentia j alq. inuenimus Palumbar estri jug. »。面積の単位が、意味こそ同じながら、カタルーニャ語の「ジョバード」ではなくカステイリーヤ語の「ユガード (yugada)」が用いられていることから、異なるコピストによつて、ラテン語＝アラビア語版編纂後に書き加えられた可能性がある。
- (39) ARM, nº18, f. 26ra : « En lo terme de Polenza .i. alqueria. trobam Palumbar. e es .ii. jo. »; f. 26ra-f. 26rb: « Explegat es lo libre del Rey lo qual es dit capbreu lo qual el lexa a la Casa del temple a Malorcha. escrit en ebraic. et aquest es lo translats del. E tracta de les diuisions de la ciutat e de la yla de Malorcha. Entre lo Rey e els seus e els magnats e els seus. »。後者の文言に於て “ebraic” は「ヘブライ語」と訳されるが、研究史上つれは、本来ならばアラビア語「アル・キム」を誤つて綴つた箇所と解釈されつゝる。G. Rossello Bordo, *El Islam en las islas Baleares*, p. 29.
- (40) ARM, nº18, f. 37b: « Coneguda cosa es aquestes honors de cases adcheretats e de foms e de obradors del Senyor Infant edels seus especialment assignats en la yla de Malorcha. »。表題には「家屋やかまど」工房の文言が含まれているが、実際のリストは土地の名前しか扱つてゐない。
- (41) ARM, nº18, f. 7vb, Rahal alfarraz, Alqueria atacari; f. 15rb, Rahal abinxunsef; f. 17rb, Alqueria benrohym; f. 17va, Alqueria de benuelen; f. 18rb, Alqueria benzuecharia, Rahal abennoch.
- (42) ARM, nº18, f. 37va, Alqueria algeii zoleymn, Alqueria huyr alfaz, Rahal alhanar; f. 38ra, Rahal alcanaz; f. 38va, Alqueria dalcaharani; f. 38vb, Alqueria abenderani, Alqueria Bentcalani.
- (43) ARM, nº18, f. 37b, Rahal abenexx, Rahal alholedon, Rahal benimiza ali jafic juecif; f. 37va, Alqueria sancit ani, Alqueria sant martin labenyma; f. 37vb, Rahal alcutia, Alqueria villaroya, Rahal abentanata,

- Rahal alozaitia, Rahal benihabeel: f. 38ra, Rahal nabii, Rahal alhabez: f. 38rb, Rahal benimaceh, Benurraçan, Alqueria benimaron, Alqueria feruchy; f. 38va, Alqueria ayn allagem, Alqueria benimofaq, Alqueria benyaxir, Alqueria Imar: f. 38vb, Rahal albededen, Rahal ataliq, Alqueria bentunel, Rahal alacel, Alqueria alfarcariar, Rahal alquedra, Rahal tauximam, Alqueria nutrabar: f. 39ra, Alqueria entrecampes, Alqueria alpimilbaza, Alqueria xulabra, Rahal almaazgam, Rar caxconar.
- (44) ARM, n°18, f. 49rb, Rahal aloubeyba: f. 53rb, Rahal punar: f. 53vb, Alqueria mahomet aben jaffia, Rahal atin, Rahal alhahali; f. 54ra, Manhor: f. 58ra, Alqueria benideni: f. 58vb, Rahal abuhneiet; f. 61rb, Alqueria monti, Alqueria apujiniet.
- (45) そのほかにも、ラテン語テキスト(a)とカタルーニャ語版(a)のいずれにおいても面積表示のない、インカの領域に含まれる三つのラハル(ARM, sn, f. 3r; ARM, n°18, f. 3vb; f. 53ra, Rahal Abolazat, Rahal Abenocoppa, Rahal Abennessa)が、カタルーニャ語版(n)ではそれぞれ四ジョッパーダ、五ジョッパーダ、二ジョッパーダというように面積が明記されているなど、やはり情報の補充が行われている。
- (46) 実際、カタルーニャ語版(f)においては、カタルーニャ語版(a)では欠落しているボレンサの領域における一つのラハル(ARM, n°18, f. 37vb, Rahal Benihabeel)がたしかに含まれていたたり、同じくカタルーニャ語版(n)では、ラテン語テキスト(a)にはあるが、カタルーニャ語版(a)にはないアルケリアおよびラハルの八例(前註37参照)が含まれているなど、いずれのセクションもラテン語テキスト(a)を参照している可能性がある。だが、前註37で示した理由から、(n)でどのテキストを参照したかを具体的に確定することはむずかしい。
- (47) それぞれの水路についての文言は以下のとおりである。ARM, n°18, f. 26va: «...e primerament sobre laygua de canet. Comlarem primerament los molins qui son sobre laygua de canet so es asaber enves orient daquilo.» f. 28rb-f. 28ra: «Quax en occident empero lo davant dis molins de follitichy, quax a mig mlter esta la font qui es dit abemir.» f. 29rb-f. 29va: «qui es entre laygua de canet e la uia de solliar a la Ciutat devala lo torrent forment creixent en temps de plujes, en arabic aloret del aygua dolchy.»それぞれカネットの水路に三三、アベシルの水路に一一、アロレット・タル・アグ・アドルチの水路に一九の粉挽水車の名前が列挙されている。
- (48) アラビア語テキストが『国王の書』をあらためて整理したうえで筆写したものであることをふまえるならば、(n)で確認される粉挽水車の内容はすでに『国王の書』にあったもので、それを筆写した可能性もないわけではない。だが、アラビア語テキスト(e)の粉挽水車の配列がカタルーニャ語版(c)とまるで異なるので、『国王の書』にそうした内容が含まれていたとは考えがたない。
- (49) ARM, n°18, f. 39ra-f. 39rb: «Aquestis son los molins de la partida del Rey en la yia de Maiorecha primerament en lo terme de la Ciutat primerament en la cequia de canet que passa per la Ciutat.» f. 39va: «Aquestis molins son en lo Riu qui es dit en arabic alurret.» f. 39vb: «Aquestis molins son en lo Riu qui es dit en arabic alurret.»それぞれ、カネットの水路に二三基、アウン・アラミルの水路に五基、アル・レットの水路に八基の粉挽水車の名前が記されている。
- (50) 実際、カタルーニャ語版(c)では、アラビア語で粉挽水車を意味する *Reha...* と表記される箇所が散見されるが、カタルーニャ語版(sa)では、すべて *molin...* と表示されている。

(c) の方がおそらく征服後に比較的近い内容、もしくはその内容を参照して書き写した箇所であるものと思われる。

- (51) ARM, n°18, f. 83vb: «... e son aquests los molins en la cequia de aynhalanir e en la cequia de canet e en lo Riu dagadilig...».
- (52) たとえば、カタルーニャ語版 (p) の七一葉裏から七三葉裏までの部分において、境界画定の記述で扱われている地名、さらに家屋、かまど、菜園、工房の数は、アラバ語テキスト (f) で扱われているものとすべし一致する。カタルーニャ語版 (q) においても、とりわけ四人の貴族に分别与される財産の記述は、各ジュースの呼称とその配列がアラビア語テキスト (h) にすべし一致してゐる。
- (53) ARM, n°18, f. 83ra-f. 83rb: « E aquest terço derrer fo en .ii. parts partit e daquestes dues parts per tangren als frasses del Temple e als lurs parzoners .i. part. zo es assaber la mayrat de polenza e la mayrat de la montanya. El quarto de montueri. E la mayrat de la sisena part del albufera. »
- (54) ARM, n°18, f. 85vb-f. 86ra: « E daquestes molins cambia lo senyor Rey aquel moli dahn alquitim. al senyor en Nuno per lo moli dabnabila. »; f. 87ra: « E aquest moli (Moli que es dit dabnabila を指す) fo cambiat ab lo senyor Rey per lo moli dabnequib. »
- (55) クアルテラーダ (quarterada) は本来、シヨバーダ (jovada) の下位の面積単位であり、一シヨバーダ＝一六クアルテラーダに相当する。P. Pérez Pastor, *De jorades i quarterades*, pp. 173-176.
- (56) ARM, n°18, f. 31rb-f. 31vb: « Lo senyor en Jacme Rey Darago de consel eclarogment e de expressa licencia dels pobladors de la Ciutat e de la yla de Majorca. mana que tots los camps sots lo reco zo es qui

regar se puskuen en gir la Ciutat aquela ques contengeren en la part del Rey assignaren soiz escrits prohomens. als faedors certs pobladors qui no jugnessen e iurassen fer habitacio continua en la yla de Majorca en la porcio daquel Rey. e la pus prop festa de Nadal de nostre Senyor entro a .i. any entegre no uenessen ne empeyorassen a captiadors ad aquels camps. oris. et asso fos fet no contrastan donacio ne altra alienacio del Rey. ne assignacio per caualeries alcunes de uiles. Fet es asso. VI. Idus de unytubre en layn de nostre Senyor. M.C.C.XXX. ».

- (57) ARM, n°18, f. 32rb: « mayxi mostraren al senyor Infant los campos donats fosse ».

- (58) ARM, n°18, f. 45va-f. 45vb: « En P. de Mont Ruxo. et en P. Joan escrita batle de Sixneu. et en Jacme de Zañfreg batle de Malorchar. e maestre Nicholan per manament del Senyor Infant exiren a mesurar les quarterades que foren assignades e assignadores ad oris faedors als pobladors iurats fer habitacio en la yla de Majorca. en la porcio del Rey. ».
- (59) 瀬解^レノ^レシ^レバ^レ ARM, n°18, f. 32rb: « En ayxi hi foren. en Jacme de Zañfreg. e maestre Nicholan. primerament a mig dia en orient de la Ciutat exim de la porta albelet per la uia que ua a Montueri entro al torrent qui deualla quax ab orient ennes occident entro prop de les torres que estan singulars prop la mar. e es dit torres lananeres. » 後者^レノ^レシ^レバ^レ 前註⁵⁸参照。

- (60) P. Pérez Pastor, *De jorades i quarterades*, p. 169. シヤウマ・ダ・サフアルチは当初「王太子ペドロのマリョルカのバツリヤ」(batulis in Maiorica pro domino Petro) の肩書きを有していたが、一三三九年からは「シウタットのバツリヤ」(batulo nostro ciuitatis Maioricarum) に変更されている。パプロ・カテウラ・ペナゼーにみれば、同じくした称号の変更は「都市領

- 域以外の農村部の領域を、それぞれ個別のバイリア(パツリヤ管轄区)として編成しようとした、ポルトガル王太子ペドロの試みと関連しているという。実際、一二四一年にはポレンサのパツリヤとしてP・ドメネク、翌年にはインカのパツリヤとしてP・ファランデイスが任命されている。P. Cateura Bemsar: *Las cuentas de la colonización feudal*, p. 74.
- (61) ヘレス・バストールは、一二三二年七月よりも後に測量士らによる適切な説明が行われた場合に、ジャウマ・ダ・サファレチと「学者」(maestre)の肩書きをもつニコラウがポルトガル王太子ペドロの助言者として出席し、これに基づき、(m)の内容に相当するような、新たな耕地の測定が行われたと想定してゐる。P. Pérez Pastor: *De joyades i quartenades*, pp. 169-170.
- (62) ソト・コンパニも同様に、時間的な差をふまえて二つのカッブラウを分かつ線を(一)と(四)に置いてゐる。R. Soto Company: *Codex Catalá*, p. 37.
- (63) たとえば、カッブラウα(κ)では、Abolabezの家屋が、ラモン・バランゲー・ダ・アゲルとラモン・ダ・クルザーラの所有するところとなつてゐる。これに対してカッブラウβ(ο)では、ラモン・バランゲーがAbolabezと同一人物とおほしいAbolabezの家屋を、ラモンがAnen Mutuaの家屋をそれぞれ所有してゐる。p. 150.
- (64) A. Santamaria Arández, op. cit., p. 15. そのほかに、一二三二年ころ、タラゴーナ司教座聖堂参事会長が、分配された自身の財産を守るために、ジャウマ一世に対して訴訟を始めたことが知られており、最終的には一二三六年に、バルセローナ司教と聖具保管係が仲裁者として、シウタットの財産と、その後背地における菜園と粉挽水車は、司教座聖堂参事会長の
- ものであることが承認されている。P. Pérez Pastor: *Mallorca*, 1230-1232, p. 18.
- (65) 具体的には、ムルベドラ、スゴルブ、アルマナーラ、カスターリヨ・ダ・ブリアーナ(現ブリアーナ)、ムレーリヤの城塞および村落であり、ポルトガル王太子ペドロは、バルセローナ慣習法にそくして、これらを王権から封として受け取つてゐる。A. Santamaria Arández, op. cit., p. 18; P. Cateura Bemsar: *Las cuentas de colonización feudal*, p. 69.
- (66) たとえば、王権は一二四一年にヌノ・サンスが亡くなると、彼がマリョルカとアイビツサに所有した財産を購入し、翌年九月にはポルトガル王太子ペドロの同意なしに、マリョルカとアイビツサにおけるヌノの所領の入植者に対してその所有権を保証してゐる。P. Cateura Bemsar: *Las cuentas de colonización feudal*, p. 67.
- (67) P. Cateura Bemsar: *Las cuentas de colonización feudal*, p. 68.
- (68) 一二四八年には、バレアルス諸島とカタルーニャが王太子ジャウマに、ピレネーの諸伯領が弟フェルナンドにそれぞれ継承されることが決定されるが、フェルナンドが一二五一年に亡くなると、バレアルス諸島とモンペリエが王太子ジャウマに、ピレネーの諸伯領はポルトガル王太子ペドロにそれぞれ賦与されることとなつてゐる。P. Cateura Bemsar: *Sobre "el infant en Jaene" y Mallorca (1256-1276)*, *Miyūriqva: revista del Departament de Ciències Històriques i Teoria de les Arts*, Palma, 1980-1984, pp. 125-126. なお、バレンシア王国のムデハル(キリスト教徒統治下のムスリム)に対する対応をめぐる国王と衝突したポルトガル王太子ペドロは一二五四年、ふたたび国王と、同王国の城塞および村落とマリョルカにおける所領を交換し、マリョルカの実質的な統治者に復帰することとなつ

- た。だが、すぐ後の一二五六年にペドロが亡くなったことで、マリョルカは王権の統治下に戻っている。A. Santamaria Arández, *op. cit.*, pp. 19-20; A. Ortega Villoslada, *El reino de Mallorca y el mundo Atlántico (1230-1349)*, Oleiros, 2008, pp. 35-36.
- (69) P. Cateura Bennasser, Sobre “el infant en Jacme” y Mallorca (1256-1276), p. 126.
- (70) A. Ortega Villoslada, *op. cit.*, p. 37.
- (71) *Ibid.*, pp. 40-41; P. Cateura Bennasser, Sobre “el infant en Jacme” y Mallorca (1256-1276), p. 126.
- (72) カルチュレールの質的变化をめぐる議論に見直しを迫る論考として、足立孝「テンブル／聖ヨハネ騎士団カルチュレールと文書管理」『近代ヒスパニック世界と文書ネットワーク』悠書館、二〇一九年、二〇三～二二八頁。
- (73) 『バレンシア王国の分配記録』については、尾崎明夫「『バレンシア王国の分配記録』についての若干の考察」『立命館経営学』三二号、一九九三年、三二一～三二八頁。
- (74) M. Sanchez Martínez, Presentación, *De al-Andalus a la sociedad feudal*, p. VI.

(広島大学大学院文学研究科博士課程前期)